

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	実施方針	5	I	2	(2)	ア		解体撤去業務	該当業務について解体設計及び監理業務は、業務要求水準書（案）P3 I.2. (6)ア解体撤去業務の記載に従って、ないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	5	I	2	(2)	ア		解体撤去業務	解体撤去に係る工事監理は業務範囲に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	5	I	2	(2)	ウ		維持管理業務	仮庁舎等から本庁舎への引越し業務は、構成員または協力企業からの再委託が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	引越し業務は本事業の業務範囲外とすることとし、実施方針及び要求水準書（案）を修正いたします。
4	実施方針	6	I	2	(2)	エ		車寄せの運営	駐車場の管理・誘導業務とは別に、車寄せ等の管理・誘導業務と記載があります。要求水準書の運營業務項目に車寄せの誘導等の内容が記載ありませんが車寄せの専用誘導要員の配置等の要求があるのでしょうか。	車寄せ等の管理・誘導業務に専属の誘導員の配置等の要求はありません。事業者の提案に基づき適切に管理・誘導を実施してください。
5	実施方針	6	I	2	(3)			中央区民センターの指定管理者とその評価	維持管理運営時には中央区民センターの指定管理者との連携が必要になることから、現在の指定管理者とそこが行う業務への市の評価について詳しく開示してください。	現在の指定管理者は、一般社団法人札幌市区民センター運営委員会です。業務への評価については本市ホームページ (https://www.city.sapporo.jp/somu/shiteikanrisha/contents/donyu.html) で公表している評価シートを参照ください。
6	実施方針	6	I	2	(4)	イ		付帯事業	駐車場料金の設定は事業者の意向で決定してよろしいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。ただし、行政施設の利用者が駐車場を利用する場合の利用料金は無料としてください。
7	実施方針	6	I	2	(4)	イ		付帯事業	駐車場を有料化する場合も車寄せ等の管理運營業務については、本体事業として独立採算事業の対象外と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	7	I	2	(4)	イ		付帯事業	駐車場の有料化提案を行った場合、駐車場整備費はサービス購入費として支払われ、管理運営費を事業者で負担するとの認識でよろしいでしょうか。	本市が負担する駐車場整備費は、無料化を前提としたもののみであり、有料化のために必要となる料金精算機等については事業者の責任と費用負担で整備ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
9	実施方針	7	I	2	(4)	イ	※1	付帯事業	駐車場を有料化する場合、事業者の独立採算により実施する付帯事業の取り扱いとありますが、駐車場整備の施設整備については、本体事業と理解してよいでしょうか。	本市が負担する駐車場整備費は、無料化を前提としたもののみであり、有料化のために必要となる料金精算機等については事業者の責任と費用負担で整備ください。
10	実施方針	7	I	2	(5)	-	-	事業期間	本施設の供用開始日を早めた場合、市は施設の引渡しを受け、供用開始を早めるという理解でよろしいですか。また、そうである場合、維持管理運営期間が延びるため、当該事象によって発生する維持管理費用、割賦金利及びSPC経費等は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	本施設の供用開始日を早めることは想定しておりません。
11	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	本施設の施設整備期間が実施方針では令和3年(2021年)6月～となっているが、要求水準書では令和3年(2021年)4月～となっています。	本施設の施設整備期間は令和3年(2021年)6月～が正です。要求水準書(案)を修正いたします。
12	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	オリンピック延期により、仮庁舎への移転時期等に影響はありませんでしょうか。	オリンピックの影響により本事業の事業スケジュールを変更することは現時点において想定しておりません。
13	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	市による仮庁舎への引越しが完了し、解体工事が着手可能となる時期についてご教示ください。また、本施設の建設工事の着工時期は、事業者にて任意に設定することによろしいでしょうか。	解体工事が着手可能となる時期は令和3年(2021年)7月を予定しています。また、施設の供用開始日として予定している令和7年(2025年)2月25日を遵守する範囲において建設工事の時期等についてご提案ください。
14	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	本施設の施設整備期間について、当該箇所では、令和3年6月～、要求水準書(案)P3 I.2.(4)では令和3年4月～となっていますがどちらが正でしょうか。	本施設の施設整備期間は令和3年(2021年)6月～が正です。要求水準書(案)を修正いたします。
15	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	本施設の施設整備期間は、令和3年6月～ですが、業務要求水準書(案)P3 I.2.(4)事業期間では、令和3年4月～となっています。事業契約締結後の令和3年6月～でよろしいですか。	本施設の施設整備期間は令和3年(2021年)6月～が正です。要求水準書(案)を修正いたします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
16	実施方針	7	I	2	(5)			事業期間	東京オリパラが1年延期になりましたが、仮庁舎への引越はいつになり、解体工事着手はいつから可能になりますか。事業期間開始の令和3年6月以降と考えてよろしいでしょうか。	仮庁舎への引越し時期は令和3年（2021年）5月を予定しています。また、解体工事の着手が可能となる時期は令和3年（2021年）7月を予定しています。
17	実施方針	7	I	2	(6)	ア		本施設の取扱い	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、経年による劣化の許容範囲の定義をご教示ください。	必要な性能及び機能が充足されている状態を許容範囲とします。
18	実施方針	7	I	2	(6)	ア		本施設の取扱い	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年に寄る劣化は許容するものとする。」とありますが、具体的な基準をお示しください。	必要な性能及び機能が充足されている状態を許容範囲とします。
19	実施方針	7	I	2	(6)	ア		事業終了時の本施設の取扱い	事業期間終了時の本施設の状態として「損傷がない状態」とありますが、別添リスク分担表の通り、「事業者が適切な維持管理業務を実施していてもなお生じた損傷」は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	施設損傷のうち、本市の事由によるもの、及び、事業者又は本市以外の第三者に起因するものうち「事業者が適切な維持管理業務を実施していてもなお生じた損傷」によるリスクは本市が負担します。なお、事業期間終了時の本施設の状態は、本施設の全てが本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できる状態である必要があります。
20	実施方針	8	I	2	(6)	ア		本施設の取扱い	実施方針には「事業者は事業期間終了時の1年前までに建物劣化調査等を実施のうえ、建物劣化調査報告書を本市に提出し、確認を受けること。」、要求水準書には「建物劣化調査報告書の作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とする。」とありますが、建物劣化調査の仕様書をお示しください。 また、建物劣化調査報告書の確認後、約1年間の間に発生し経年による劣化について、その取扱いについてお示しください。	実施いただく業務は業務要求水準書（案）に記載のとおりです。 経年による劣化の取扱いについては、業務要求水準書（案）Ⅷ.8.(1)に記載の考え方のとおりとしてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
21	実施方針	8	I	2	(6)	イ		業務の引継	「本市への業務の引継は、事業期間内に行う」とありますが、どの程度の期間でいつ頃を想定されていますでしょうか。ご教示ください。例えば、「令和22年1月～3月末日の3ヵ月」など	事業開始後において協議させていただきます。20年も先の将来における引継ぎという実務的な事項を、現時点で定めることは建設的ではないと考えます。
22	実施方針	8	I	2	(7)	イ		維持管理・運営業務に係る対価	対価の支払いについては入札説明書において示されますでしょうか。	入札説明書等において示します。
23	実施方針	8	I	2	(7)	イ		維持管理運営業務の対価	維持管理運営業務の対価は、維持管理・運営業務期間で平準化して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	8	I	2	(7)	イ	-	事業契約においてあらかじめ定める額	市場や物価変動による改定交渉の機会、頻度はどの程度をお考えでしょうか。	入札説明書等において示します。
25	実施方針	8	I	2	(7)	イ		維持管理・運営業務に係るもの	札幌市(来庁者含む)が利用する駐車場台数予測について、可能な限りご教示いただけますでしょうか。	本市においては把握する駐車場利用台数の予測データはありません。
26	実施方針	8	I	2	(7)	イ		維持管理・運営業務に係るもの	駐車場を有料化する場合、札幌市(来庁者含む)が利用する駐車場料金は免除となりますが、免除の方法等の詳細については、本入札に係る提案に基づき、協議するとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の提案に基づき本市との協議により決定いたします。
27	実施方針	8	I	2	(7)	イ		維持管理・運営業務に係るもの	本公募の実施に当たり、貴市で周辺で交通量調査等、駐車場の需要に関する市場調査を実施しているのであれば、その結果をご開示ください。	交通量調査については入札説明書等において示します。駐車場の需要に関する市場調査は実施しておりません。
28	実施方針	8	I	2	(7)	ウ		物販事業に係るもの	「物販事業については、・・・事業者自らの独立採算で実施するものとし、・・・。」とありますが、物販施設で使用する什器備品等の費用は、施設整備費に含むという理解でよろしいでしょうか。	物販施設の維持管理業務及び運営業務に必要な内装工事及び什器備品については事業者負担で実施してください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
29	実施方針	8	I	2	(8)	ア	物販事業に係るもの	「事業者は、物販施設に係る施設使用料を本市に支払うものとし、施設使用料は本市の公有財産規則に基づき別途算定した金額とする。」とありますが、施設使用料に関しては札幌市公有財産規則第 19 条 2. (2) に基づいた金額でよろしいでしょうか。また、第 21 条（使用料の減免）の適用は可能でしょうか。	施設使用料（貸付料）は要求水準書（案）別紙 X-1-1：使用料・貸付料算定要領を参照してください。なお、物販施設に係る施設使用料の減免は行いません。
30	実施方針	9	I	2	(8)	イ	駐車場の管理・誘導に係るもの	駐車場の有料化提案を行った場合において、「駐車場の管理・誘導業務に係る光熱水費は事業者の負担」とありますが、公用車スペースに設置する洗車設備や検診車用スペースに設置する電源等、防犯監視用のカメラ等は、施設の付帯設備と考え光熱水費は貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。有料駐車場を運営するにあたり必要な費用については事業者負担としてください。
31	実施方針	9	I	2	(8)	イ	駐車場の有料化提案における光熱水費の負担区分	「駐車場の有料化提案を行った場合においては、駐車場の管理・誘導業務に係る光熱水費は事業者負担とする。」とございますが、構内の照明・消防関連設備の光熱水費等は、事業者負担となりますでしょうか。	有料化提案を行った場合には駐車場の管理運営業務のすべてを独立採算にて行ってください。
32	実施方針	9	I	2	(8)	イ	駐車場の管理・誘導業務に係るもの	「駐車場の有料化提案を行った場合においては、所定の施設使用料を本市に支払うものとし、施設使用料は本市の公有財産規則に基づき別途算定した金額とする。」とありますが、施設使用料に関しては札幌市公有財産規則第 19 条 2. (2) に基づいた金額でよろしいでしょうか。また、第 21 条（使用料の減免）の適用は可能でしょうか。	施設使用料（貸付料）は要求水準書（案）別紙 X-1-1：使用料・貸付料算定要領を参照してください。なお、駐車場の有料化提案を行った場合の施設使用料の減免は行いません。
33	実施方針	9	I	2	(8)	イ	駐車場の管理・誘導業務に係るもの	有料化提案を行った際、事業者負担となる駐車場の管理・誘導業務に係る光熱水費について、負担区分の切り分けはどのようにお考えでしょうか。	詳細は入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
34	実施方針	9	I	2	(8)	イ	駐車場の管理・誘導業務に係るもの	有料化提案を行った場合においては、所定の施設使用料を本市に支払うものとし、施設使用料は本市の公有財産規則に基づき別途算定した金額とする。とありますが、この基準では使用料が専有面積の関係で高額となると予想されます。減額等の相談の余地はないのでしょうか。	施設使用料（貸付料）は要求水準書（案）別紙 X-1-1：使用料・貸付料算定要領を参照してください。なお、駐車場の有料化提案を行った場合の施設使用料の減免は行いません。
35	実施方針	11	II	2	(1)		現庁舎の視察のお願い	募集スケジュールの中に、現庁舎の視察の機会（バック導線含む）を設定して頂けないでしょうか。	実施しません。
36	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	個別対話の結果公表と提案書類の受付について、2ヶ月期間を設けてください。プランの変更が間に合わない可能性があります。	詳細は入札説明書等において示します。
37	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	入札公告以降の入札説明書等に関する質問の機会について、10～11月に追加していただけないでしょうか。提案検討の進捗によって、追加確認事項が発生することが想定されます。ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。	詳細は入札説明等において示しますが、令和2年（2020年）9月～10月頃に個別対話を実施することを予定しており、以降において、質問を受け付ける想定はありません。
38	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	個別対話の実施が令和2年（2020年）9月～10月となっておりますが、対話結果を入札書及び提案審査書類に反映できる十分な期間を設定いただきたく、10月の早い段階までの実施をお願いいたします。	詳細は入札説明書等において示します。
39	実施方針	11	II	2	(1)		募集スケジュール	新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮した提出時期の延期が行われている事例が増えております。本案件についても提出時期を変更するご予定はございますでしょうか。	提出期限まで十分な時間があることから、現時点において提出時期の延長は想定しておりません。
40	実施方針	12	II	2	(3)	ア	実施方針の変更	実施方針等の変更箇所について、明示いただきますようお願いいたします。	実施方針等の変更を行う場合は公表方法について配慮いたします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
41	実施方針	12	Ⅱ	2	(3)	オ	個別対話の実施	個別対話については、入札書及び提案審査書類の受付までの間に何回実施予定でしょうか。対話を深め貴市にとってより良い提案を受け付けるためにも事業者の希望により2回程度は実施頂きたい。	詳細は入札説明書等において示します。
42	実施方針	12	Ⅱ	2	(3)		実施方針等の公表以降における手続き	本事業の予定価格は公表されますでしょうか。	入札説明書等において示します。
43	実施方針	12	Ⅱ	2	(3)		実施方針等の公表以降における手続き	落札者決定基準はいつの時点で公表されますでしょうか。	入札公告と同時点で公表します。
44	実施方針	13	Ⅱ	3	(1)	④	入札参加者の構成に関する定義	SPC から施設整備業務・維持管理・運営業務等の各業務以外の業務(会計監査やアドバイザー業務など)を受託する者は、「構成企業」「協力企業」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	解体撤去業務、施設整備業務、維持管理業務、運営業務を SPC から直接受託又は請け負う企業が構成企業又は協力企業です。これらの業務以外を実施する者、又は SPC から業務を直接受託又は請け負わない企業は該当しません。
45	実施方針	14	Ⅱ	3	(1)	④	入札参加者の構成	構成企業及び協力企業は「SPC から直接業務を受託又は請け負う者」とありますが、SPC から直接業務を受託又は請け負わない付帯事業(実施方針 P6 I.2.(4)イ)のみを担当する入札参加者の扱いをご教示ください。(SPC に出資するのであれば「構成企業」、出資しないのであれば「協力企業」として扱うという理解でよろしいでしょうか。)	SPC から直接業務を受託又は請け負わない企業は入札参加者には含まれません。
46	実施方針	14	Ⅱ	3	(1)	⑤	入札参加者の構成	“変更せざるを得ないやむを得ない事情”とありますが、具体的にはどのような場合でしょうか。	具体の事象に基づき判断します。
47	実施方針	14	Ⅱ	3	(1)	⑥	入札参加者の構成	「入札参加者となる代表企業、構成企業及び協力企業は、同時に他の入札参加者となることはできないものとする。ただし、物販施設の運営業務のみを専属的に実施し、それ以外の業務を兼務しない者についてはその限りではない。」とありますが、駐車場の管理・誘導業務及び市民サービス向上支援業務を専属的に実施する者についても、同様に他のグループの参加者となることを認めていただけないでしょうか。	駐車場の管理・誘導業務を実施する者を入札参加者に位置付ける場合は他のグループに参加することを認めません。市民サービス向上支援業務を実施する者は入札参加者に含まれません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
48	実施方針	14	Ⅱ	3	(1)	⑥	物販施設の運営業務	物販施設運営業務を受託する者が、自動販売機運営業務も受託する場合でも、複数グループの入札参加者となることは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	実施方針	14	Ⅱ	3	(1)		入札参加者の構成	物販施設の運営業務以外については、協力企業でも他の入札参加者となることはできないとありますが、何故でしょうか。駐車場の有料化提案を行う場合など、重複できるなどお認め頂きたい。	駐車場の管理・誘導業務を実施する者を入札参加者に位置付ける場合は他のグループに参加することを認めません。
50	実施方針	15	Ⅱ	3	(3)	ア	③ 解体撤去	履行実績の提示に必要な件数は何件でしょうか。	1件です。
51	実施方針						参加資格要件(設計、建設、工事監理、維持管理)	設計業務、建設業務、工事監理業務、及び維持管理業務の参加資格要件に「庁舎又は事務所」という建物用途の限定がありますが、複合施設(事務所と商業等)の場合は、当該施設の延床面積が指定の基準を超えていれば要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	複合施設のうち、庁舎又は事務所に該当する部分の延床面積が要件を満たしていることをお示してください。
52	実施方針	14	Ⅱ	3	(2)		入札参加者の参加資格	要求水準書(案) P38 「3. 什器備品の調達支援業務」を協力会社の立場で参画を希望する者の参加資格は、実施方針 P14 記載の入札参加者に共通の参加資格を全て満たし、かつ札幌市競争入札参加者名簿の「物品」の登録があればよろしいでしょうか。	什器備品の調達支援業務を実施する者が代表企業、構成員又は協力企業から業務を受託することにより本事業に参加することを妨げません。当該業務を構成員又は協力企業の位置づけで実施する場合には、札幌市競争入札参加者名簿の大分類「工事」の登録が必要です。
53	実施方針	15-17	Ⅱ	3	(3)		入札参加者の業務別の資格要件	実施方針 P5 I.2.(2)対象業務に示す以下業務に関する個別の資格要件はないとの認識でよろしいでしょうか。 ・什器備品の調達支援業務 ・SPC 運営管理等業務	什器備品の調達支援業務を実施する者が代表企業、構成員又は協力企業から当該業務を受託する場合には業務別の参加資格要件はございません。当該業務を実施する者を構成員又は協力企業に位置付ける場合には建設業務を実施する者が満たすべき資格要件を充足してください。 SPC 運営管理業務を実施する者については入札参加者として位置付けていないため資格要件はありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
54	実施方針	15	Ⅱ	3	(3)		入札参加者の業務別の資格要件	「～建設業務を複数の企業で行う場合は、～JV～を組成すること。」とありますが、建設業務に位置付けられている什器備品の調達支援業務（業務要求水準書（案）P35 VI.1）のみを担当する入札参加者がいる場合、当該業務を受託するためだけにその他の建設業務を担当する入札参加者とJVを組成することは業務履行上現実的ではないと考えています。従って、この場合は当該業務を SPC から単体受託可とするよう、ご修正願います。	什器備品の調達支援業務を実施する者が SPC から直接業務を受託する必要は必ずしもありません。JVでの参加が難しい場合は建設業務を実施する者から業務を受託する等して参加してください。
55	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	エ		工事監理業務をJVで実施する場合、少なくとも一者が以下の①から③の全ての要件を満たし、その他の者は、①及び②の要件を満たせば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	オ	① 維持管理業務を行う者の資格要件	札幌市競争入札参加資格者名簿（～維持管理業務に関連する業種）に登録されていることとありますが、建物清掃業や警備業などいづれかに登録していればよろしいのでしょうか。	札幌市競争入札参加者名簿「一般サービス業」のうち、該当する中分類の項目への登録が必要です。詳細は実施方針の修正版添付資料にてお示しします。
57	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	オ	入札参加者の業務別の資格要件（維持管理業務を行う者）	本事業における維持管理業務に関連する業種とあるが、下記3つの業種（中分類）に登録されていれば、本事業における対象の維持管理業務の資格要件を満たすという理解で良いか。 ・建物設備等保守管理業 ・建物清掃業 ・警備業	札幌市競争入札参加者名簿「一般サービス業」のうち、該当する中分類の項目への登録が必要です。詳細は実施方針の修正版添付資料にてお示しします。
58	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	オ		建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、警備業務及び清掃業務を複数企業若しくはJVで実施する場合、少なくとも一者が以下の①及び②の要件を満たし、その他の者は、①の要件を満たせば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	各業務につき複数企業で実施する場合は、すべての者が①及び②の条件を満たすこととしてください。JVで実施する場合はご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
59	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	オ		維持管理業務を行う者	物販施設の維持管理業務（実施方針 P5 I. 2. (2)ウ）のみを担当する入札参加者は、業務要求水準書（案）上、同業務が維持管理業務に位置付けられていない（業務要求水準書（案）P46 IX. 1. (2)）ことから、参加資格要件が不要と理解してよろしいでしょうか。	物販施設の維持管理業務のみを実施する者については、物販施設の運営業務を実施する者から業務を受託してください。
60	実施方針	16	Ⅱ	3	(3)	カ	①	運営業務を行う者の資格要件	札幌市競争入札参加資格者名簿（～運営業務に関連する業種）に登録されていることとありますが、建物設備等保守管理業（小分類 電話交換業）やその他サービス業などいづれかに登録していればよろしいのでしょうか。	札幌市競争入札参加者名簿「一般サービス業」のうち、該当する中分類の項目への登録が必要です。詳細は実施方針の修正版添付資料にてお示しします。
61	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ	①	入札参加者の業務別の資格要件（運営業務を行う者）	大分類「一般サービス業」のうち本事業における運営業務に関連する業種とのことですが、一般サービス業において建物管理に係る登録があればよいという認識でよろしいでしょうか。	札幌市競争入札参加者名簿「一般サービス業」又は「卸小売業」のうち、該当する中分類の項目への登録が必要です。詳細は実施方針の修正版添付資料にてお示しします。
62	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ	②	運営業務を行う者の資格要件	JV で運営業務を実施する場合、駐車場の管理・誘導業務のみを専属的に実施する者については、②に記載の電話交換業務または窓口案内業務の実績は求められず、JV のうち1社が同実績を有していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ		入札参加者の業務別の資格要件	駐車場施設や物販施設の運営を行う場合に必要資格要件や条件はありますでしょうか。	実施方針Ⅱ. 3. (3)カのとおりです。
64	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ			行政施設の運営業務を複数企業若しくは JV で実施する場合、少なくとも一者が以下の①及び②の要件を満たし、その他の者は、①の要件を満たせば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	複数企業で実施する場合は、すべての者が①及び②の条件を満たすこととしてください。JV で実施する場合はご理解のとおりです。
65	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ			物販施設運営業務並びに自動販売機運営業務を受託する者も、札幌市競争入札参加資格者名簿への登録が必要という理解でよろしいでしょうか。	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務を実施する者を構成員又は協力企業に位置付ける場合には札幌市競争入札参加資格者名簿への登録が必要です。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
66	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ	運営業務を行う者	物販施設の運営業務は、大分類「一般サービス業」に関連する業種のどれにも該当しないように見受けられます。しかし、物販施設の運営業務を行う入札参加者は参加資格要件①を満たす必要があるのかご教示ください。	物販施設の運営業務を実施する者を構成員又は協力企業に位置付ける場合には札幌市競争入札参加資格者名簿への登録が必要です。登録区分は大分類「卸小売業」のうち、中分類「書籍・文房具・印判卸小売業」又は「食料品・飲料卸小売業」又は「その他卸小売業」としてください。	
67	実施方針	17	Ⅱ	3	(3)	カ	運営業務を行う者	「実施方針 P5 I.2. (1)ア」及び「業務要求水準書(案) P3 I.2. (5)ア」上、駐車場は行政施設に位置付けられております。しかし、駐車場の管理・誘導業務及び車寄せ等の管理・誘導業務のみを担当する入札参加者の必要な参加資格要件は①のみ(②は不要)という理解でよろしいでしょうか。	駐車場の管理・誘導業務を実施する者を構成員又は協力企業に位置付ける場合はご理解のとおりです。	
68	実施方針	18	Ⅲ	2			予想されるリスクと責任分担	添付書類「リスク分担表」共通、契約締結の「上記以外により事業契約が締結できない場合・解約解除の場合」のリスク分担が「本市」「事業者」に両方になっています。 例えば、新型コロナウイルスなど、予測し得ない事象が原因の場合、リスク分担をどのようにお考えでしょうか。	両当事者の責めに帰することのできない事由により事業契約を締結することができなくなった場合、各自が自己の支出を負担し、相互に債権債務を負わないこととします。 また、感染症の流行が事業契約上の不可抗力に該当する場合はあり得ると考えられますが、不可抗力に該当する事由によるものについては「共通・不可抗力」の考え方に基づき対応を決定します。それ以外の事由については事業者の負担となります。 なお、不可抗力の定義についてはNo. 70 への回答をご参照下さい。	
69	実施方針	18	Ⅲ	3	(2)	イ	市によるモニタリング	維持管理・運営段階のモニタリングにより事業者がペナルティなどを課されるような業務不履行が継続する場合にも、割賦債権は確定しておりますので、金融費用を増加させないためにも、施設整備にかかる対価の支払いは留保していただかないようお願いいたします。	事業者による業務不履行の場合の取扱いは入札説明書等において示します。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
70	実施方針	21	VI	1	(3)			その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	不可抗力の中に新型コロナウイルス感染症のようなものの流行を想定したものが含まれていないものが一般的かと思いますが、このような状況を鑑み不可抗力のリスク分担等に盛り込むことを検討いただきたい。	不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。 従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。
71	実施方針	21	VI	2				本市と金融機関等の協議	「本事業が適正に・・・直接協定を締結することがある。」となっておりますが、金融機関等との直接協定は必須ではないと理解しますが、よろしいでしょうか？	入札説明書等において示します。
72	実施方針	22	VII	2				財政上及び金融上の支援に関する事項	「事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、」とありますが、財政上及び金融上で事業者が受けることのできる可能性があるものの具体例をお示しいただけないでしょうか？	現時点では想定しておりません。
73	実施方針	24						リスク分担表 法制度変更	「法制度の新設・変更に関するもの（本体事業に直接関連する法令変更）」とありますが、対象となる法令等は、実施方針P2 I.1.(6)に記載のある法令、条例、基準等が対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針I.1.(6)に記載のある法令等は本事業の実施に関して遵守すべき主な法令等を例示列挙したものであり、このほかにも、本体事業に関連する全ての法令等（本事業の解体撤去、施設整備、維持管理及び運営等の各業務に関連する全ての関係法令、条例、基準等）が対象となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
74	実施方針	24						リスク分担表 法制度変更	法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）は事業者にて予見することが不可能なため貴市の負担として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
75	実施方針	25						リスク分担表 法制度変更	法制度変更に記載の「法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）」は事業者リスクではなく、まずは、協議としていただきたい。 例えば 定義△※3	原文のとおりとします。
76	実施方針	24						リスク分担表 法制度変更、許認可、 税制度、	法制度変更、許認可、税制度の、最後の項目 【法制度変更：法制度の新設の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）】【許認可：上記以外の許認可に関するもの】【税制度：その他の税制度の新設・変更によるもの】につきましては、具体的にどのような事を想定されているのでしょうか。想定されていなければ、リスク分担は、【事業者】ではなく、【協議】が適切と考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
77	実施方針	24						リスク分担表	「共通・社会情勢・法制度変更・法制度の新設・変更に関するもの（付帯事業に直接関連する法令変更）」について、「付帯事業」を実施することが困難な法制度の新設・変更が行われた場合に、そのリスクを事業者に負担させるのは適切ではないと考えるが、いかがお考えでしょうか。	付帯事業は事業者の独立採算により実施するものであるため、ご指摘のリスクも事業者負担とします。
78	実施方針	24						リスク分担表	「共通・社会情勢・法制度変更・法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）」について、本体事業に直接関連しないが間接的に関連する法令変更は、当該項目に含まれると思われませんが、直接関連するものと、間接的に関連するものとの違いをどのように理解したらよいか、ご教示ください。	本体事業に直接関係する法制度の変更とは、本体事業における施設の整備、運営又は維持管理に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の変更を意味します。他方、本体事業に限らず事業者が何らかの事業を行う際に影響を受ける法令等の変更については事業者の負担とするものです。本体事業に直接関連する法令の例はPFI法、建築基準法、官庁営繕関係統一基準等です。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
79	実施方針	24						リスク分担表	「共通・社会情勢・許認可・上記以外の許認可に関するもの」について、「事業者」のリスク負担となっておりますが、「事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの」「本市が取得すべき許認可の遅延によるもの」「事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの」以外の許認可に関するリスクについて、どのようなことを想定されているか、ご教示ください。	「事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの」「本市が取得すべき許認可の遅延によるもの」「事業者が取得すべき許認可の遅延によるもの」以外の許認可の例は、市及び事業者以外で本事業に関係する第三者（事業者から業務を受注する下請け業者等の取得すべき許認可等です。
80	実施方針	24						リスク分担表	「共通・社会情勢・税制度・事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの」についてのリスク負担は、「市」とされていますが、「その他の税制度の新設・変更によるもの」は、「事業者」とされています。「市」が負担することとなっている、「直接関係する税制度の新設・変更」の「直接」とは、どのような趣旨か、ご教示ください。	事業に直接関係する税制度の新設・変更とは、本体事業における施設の整備、運営又は維持管理に、特別に又は典型的に影響を及ぼす税制度の変更を意味します。他方、本体事業に限らず事業者が何らかの事業を行う際に影響を受ける税制度の変更については事業者の負担とするものです。
81	実施方針	24						リスク分担表 許認可	上記以外の許認可に関するものは事業者にて予見することが不可能なため貴市の負担として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
82	実施方針	24						リスク分担表 許認可	許認可に記載の「上記以外の許認可に関するもの」は事業者リスクではなく、まずは、協議としていただきたい。 例えば 定義△※3	原文のとおりとします。
83	実施方針	24						リスク分担表 税制度	その他の税制度の新設・変更は事業者にて予見することが不可能なため貴市の負担として頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。
84	実施方針	24						リスク分担表 税制度	税制度に記載の「その他の税制度の新設・変更によるもの」は事業者リスクではなく、まずは、協議としていただきたい。 例えば 定義△※3	原文のとおりとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
85	実施方針	24						リスク分担表 環境問題	事業者が行う業務に起因する環境問題は、事業者負担と記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されている通り、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針	24						リスク分担表 環境問題	【工事に伴う水枯れ】につきましては、近隣住民の井戸水の使用状況や水枯れ発生場所の範囲につきましては予測が困難なため、貴市の負担とならない場合でも【協議】が適切と考えますがいかがでしょうか。	業務要求水準書（案）Ⅲ. 3. (1)⑫について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
87	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力	今回問題視されている新型コロナウイルスのような予測不可能な事案が発生し、業務の履行が不可能になる事態が生じた場合は、「不可抗力」という認識でよろしいでしょうか。	不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。 従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。 また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
88	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力	東部胆振地震規模の災害や、今回の新型コロナウイルス対応などについても、※1の対応と理解して良いでしょうか。	不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。 従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。
89	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力	コロナウイルスなどの感染症が発生した場合も不可抗力に含まれますでしょうか	不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。 従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
90	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力	<p>不可抗力について、予測不可能なものがありますが、感染症も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。</p> <p>従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。</p>
91	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力	<p>コロナウイルス感染拡大の影響で建設工事の続行が難しくなった場合、不可抗力の適用範囲と捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。</p> <p>従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。</p>

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
92	実施方針	25						リスク分担表	<p>段階 共通のリスク項目 不可抗力のリスク内容について、その他自然災害に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象を含むものと考え、この基本原則のもとに業務の遅延、事業費の増大等のリスク分担がされるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。</p> <p>従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。</p>
93	実施方針	25						リスク分担表	<p>この度のコロナウイルス感染拡大のような事態による建設工事（工期延長など）への影響については、不可抗力という理解でしょうか？</p>	<p>不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいうこととします。</p> <p>従って、感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。</p>

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
94	実施方針	25						リスク分担表 不可抗力の取り扱い について	添付書類リスク分担表の※1に「整備期間中は施設整備費、維持管理・運営期間中は該当年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、」とございますが、民間事業者に不可抗力による損害を一定金額まで負担させることは、行き過ぎているかと思えます。不可抗力リスクはすべて貴市にて負担に変更頂けないでしょうか。	入札説明書等において示します。
95	実施方針	25						リスク分担表	「共通 不可抗力 戦争・内乱・軍事紛争、台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測不可能なもの）」は、事業者が時期によって施設整備費又は維持管理費の1%を負担することになっております。これは不可抗力事項1件毎ではなく、全ての不可抗力事項に係る費用のうち、施設整備費又は維持管理費の1%までを事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか。いずれにせよ、新型コロナウイルス感染症による影響が予測不可能なため、事業者は不可抗力対策費用を通例よりも更に高く見積もらざるを得ません。VFMアップのためにも事業者負担は無しにさせていただきますようお願い申し上げます。	入札説明書等において示します。
96	実施方針	25						リスク分担表 物価変動	物価変動に記載がある「インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減（一定の範囲内）」とありますが、一定の範囲内とはどの範囲をお示しでしょうか。	入札説明書等において示します。
97	実施方針	25						リスク分担表 物価変動	「インフレ・デフレに係る費用増減（一定の範囲内）」について事業者負担となっております。公告時には具体的な負担範囲をお示しいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
98	実施方針	25						リスク分担表 物価変動	「インフレ・デフレに係る費用増減（一定の範囲内）」について、近年では材料費や人件費ごとに変動状況が異なっております。施設整備、維持管理・運営期間とも単品、全体、インフレの各スライド条項を適用いただけますようお願いいたします。	入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
99	実施方針	25						リスク分担表 物価変動	物価変動に係る費用増減につきまして、一定の範囲内を事業者負担との記載がありますが、この負担の範囲及び割合は、公共工事標準請負契約約款に準ずる範囲及び割合という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
100	実施方針	25						リスク分担表 物価変動	「インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減」に関し、「一定の範囲内」または「一定の範囲を超えた部分」について、具体的な基準までは参考とする指数をお示してください。	入札説明書等において示します。
101	実施方針	25						リスク分担表	物価変動に係るリスクについて、「一定の範囲内」の考え方及び具体的な数値は想定されているのかご教示ください。	入札説明書等において示します。
102	実施方針	25						リスク分担表	「共通 金利変動 基準金利確定前の金利変動に関するもの」は貴市のご負担となっているため、基準金利確定時点の同金利がマイナスとなった場合でも、ゼロ以上の金利として扱っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
103	実施方針	25						リスク分担表 光熱水費変動	「ベンチマーク指標から著しく乖離した場合」とありますが、乖離の範囲をご教示ください。	入札説明書等において示します。
104	実施方針	25						リスク分担表 光熱水費変動	「本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標」とありますが、ベンチマーク指標は3ヵ年経過後の消費量（3年目終了）した指標をベンチマークとしていただきたい。	入札説明書等において示します。
105	実施方針	26						リスク分担表	維持管理運営段階の光熱水費変動に係るリスクについて、「著しく乖離した場合」の考え方及び具体的な数値は想定されているのかご教示ください。	入札説明書等において示します。
106	実施方針	26						リスク分担表	光熱水費変動リスクに関し、「一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合」とありますが、「著しく乖離」とはどの程度を想定されていますか。	入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
107	実施方針	26						リスク分担表 維持管理運営段階、 維持管理、光熱水費 変動	「本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合」とありますが、本施設の運営主体は市であり、事業者には消費エネルギーのコントロールは難しいと考えます。事業者のリスク負担となる場合の具体的な評価基準をご教示ください。	入札説明書等において示します。
108	実施方針	26						リスク分担表 維持管理運営段階、 維持管理、光熱水費 変動	「本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合」とありますが、具体的なベンチマーク指標の設定方法についてご教示ください。	入札説明書等において示します。
109	実施方針	26						リスク分担表 光熱水費変動	一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合とはどの程度を想定しておりますでしょうか。	入札説明書等において示します。
110	実施方針	26						リスク分担表	「光熱水費の変動」は、本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合には、事業者負担と定められています。つきましては、ベンチマーク指標の算定式を早急に開示願います。	入札説明書等において示します。
111	実施方針	26						リスク分担表	「光熱水費の変動」は、本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離した場合には、事業者負担と定められています。 昨今の新型コロナウイルス感染症対策や震災発生時等緊急事態が発生した場合には、庁舎職員の方々が長時間勤務され、結果としてエネルギー消費量が非常に大きくなることが想定されます。このようなケースは貴市の事由により同エネルギー量が増加するため、不可抗力リスクに該当しないと考えます。また、事業者側でコントロールできないため、当該リスクを貴市のご負担としていただきますようお願いいたします。	個別の事象について回答は差し控えさせていただきますが、不可抗力に該当するとみなされる場合には、費用負担についても不可抗力事由による考え方に基づく対応を想定しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
112	実施方針	26						リスク分担表 維持管理運営段階、 維持管理、光熱水費 変動	本市と事業者の協議により定められた一次エネルギー消費量のベンチマーク指標から著しく乖離しそうな状況が確認された場合、SPCは市の了承のもとで、例えば消灯エリアや消灯時刻を早めるなどの対策を講じることが可能と考えてよろしいでしょうか。その場合、利用者の利便性を損なう可能性があります、ペナルティ要件には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
113	実施方針	26						リスク分担表	入札時には一次エネルギー消費量のベンチマーク指標の考え方を明確に提示お願いします。新築施設において応札時から正確なエネルギー使用量を把握することは難しく、竣工後数年の実績値を参考にしていただけないでしょうか。	入札説明書等において示します。
114	実施方針	26						リスク分担表 維持管理運営段階、 維持管理、性能	維持管理段階の性能リスクについて「要求水準未達（施工不良含む）」が事業者の負担とされております。（）内は「修繕の施工不良含む」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	実施方針	26						リスク分担表 土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財発見に関するもの	記載のリスクの内容は、計画・設計段階に限らず、建設工事段階においても生じる可能性が考えられます。計画・設計段階と同様の取扱いと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	実施方針	26						リスク分担表 建設工事段階、工事費増大	【上記以外の工事費増大・予算超過】につきましては、起因者が現時点では特定できないため【協議】が適切と考えますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。
117	実施方針	26						リスク分担表	「建設工事段階・工事・事業敷地の維持保全・施設整備期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用」についてのリスク分担が、「事業者」の負担とされていますが、事業者の責に帰すべき事由によらず、事業敷地に、復旧に多額の費用を要するような損傷が生じた場合には、「共通・不可抗力」の項目が適用され、「市」でリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する事由によるものについては「共通・不可抗力」の考え方に基づき対応を決定します。それ以外の事由については事業者の負担となります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
118	実施方針	26						リスク分担表	「建設工事段階・工事・工事費増大・上記以外の工事費の増大・予算超過」についてのリスク分担が、「事業者」とされていますが、天災地変等の不可抗力による工事費の増大・予算超過があった場合には、「共通・不可抗力」の項目が適用され、施設整備費の1%までが事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する事由によるものについては「共通・不可抗力」の考え方にに基づき対応を決定します。それ以外の事由については事業者の負担となります。
119	実施方針	26						リスク分担表	「建設工事段階・工事・工事遅延・上記以外の事由による工事完了の遅延」についてのリスク分担が、「事業者」とされていますが、天災地変等の不可抗力による工事完了の遅延があった場合には、「共通・不可抗力」の項目が適用され、「市」でリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する事由によるものについては「共通・不可抗力」の考え方にに基づき対応を決定します。それ以外の事由については事業者の負担となります。
120	実施方針	26						リスク分担表	維持管理費の物価変動について入札時には指標や改定方法の明示をお願いします。指標については維持管理費は人件費による割合が多く、最低賃金と比例する傾向があります。そのため指標としては当該地域の最低賃金をご採用いただけないでしょうか。	入札説明書等において示します。
121	実施方針	27						リスク分担表 維持管理運営段階 施設損傷	「事業敷地内における建物の周囲の植栽、…必要かつ適切な保護、育成及び処理を実施し、と所定の緑化率を維持すること。」とありますが、自然環境要因による枯死や通行者のイタズラによる損傷など札幌市と事業者双方の責に帰すべき事由による損傷では無い場合については、札幌市と事業者の双方でリスクを分担するという認識でよろしいでしょうか。	通行者のイタズラについては、リスク分担表における維持管理運営段階 施設損傷のうち、「事業者又は本市以外の第三者に起因するもの」に示す考え方にに基づき分担します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
122	実施方針	27						リスク分担表	「事業終了段階・移管・移管手続・事業の終了手続に関する諸費用の増加に関するもの」についてのリスク分担が、「事業者」とされております。事業終了時の移管手続の具体的な詳細については、今後の入札公告において特定されるものと思いますが、「増加」とは、入札公告で示された具体的な詳細の手続の他に、何らかの手続が必要となったときに、その費用を事業者負担とするというお考えでしょうか。	要求水準（事業終了前後の引継ぎに関する事業者提案も含む。）を充足するために必要となる費用については、全て事業者負担とします。
123	実施方針	27						リスク分担表	「維持管理運営段階・維持管理・需要変動・付帯事業に関する需要変動（駐車場の有料化提案を行った場合も含む）」についてのリスク分担が、「事業者」とされていますが、事業者に負担させるのが適切ではない要因により、引き続き付帯事業を継続することが極めて難しい程の著しい需要変動があったときに、貴市と協議の上、付帯事業の変更もしくは終了することができるような建付けをご検討願います。	付帯事業は事業者の独立採算により実施するものであるため、需要変動リスクは事業者負担とします。
124	業務要求水準書（案）	1	I	2	(3)	ア	(7) ①	利便性・快適性の向上	様々な交通手段による来庁者に関して、H28年度に実施された中央区役所来庁者カウント・アンケート調査の開示は可能でしょうか。	入札説明書等において示します。
125	業務要求水準書（案）	2	I	2	(3)	イ	(7)	愛着を持てる庁舎	「オープンスペースによる地域のにぎわいへの貢献に配慮すること」とありますが、地域へのにぎわいに貢献できるオープンスペースを確保することと理解してよろしいでしょうか？それとも、何かイベント等で活用する業務も含まれるのでしょうか？	落札者決定基準等を踏まえ、入札参加者においてご判断ください。
126	業務要求水準書（案）	2	I	2	(3)	イ	(4)	長期間の活用を見据えた庁舎	「メンテナンス性の確保」による施設機能の「向上」のコンセプトに対して、具体的な配慮は電気、空調、衛生設備上の提案に限定されるものと考えてよろしいでしょうか？	配慮の対象をそれらの設備に限定する意図はありません。
127	業務要求水準書（案）	2	I	2	(3)	ウ	(4)	災害時の庁舎機能の維持	“ライフラインを確保”“空調・通信機能等を確保”とありますが、建物全館について機能の維持が必要でしょうか。	機能の維持が必要な範囲については、入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
128	業務要求水準書（案）	2	I	2	(2)	ウ	②	災害耐久性能の向上	「浸水防止装置などによる浸水対策」の想定する災害時の最大水深は標高で表すと何メートルを想定しているのでしょうか。	洪水により想定される浸水の深さは、0.5m未満です。札幌市の洪水ハザードマップを参照してください。
129	業務要求水準書（案）	2	I	2	(3)	ウ	(7)	災害耐久性の向上	耐震性の確保と記述されていますが、構造の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）IV.3.のとおりです。
130	業務要求水準書（案）	3	I	2	(4)			事業期間	供用開始は令和7年2月25日とありますが、今回の感染症や災害発生時は変更協議に当たると理解して宜しいでしょうか。	「変更協議」の指すところが不明であるため、回答を差し控させていただきます。
131	業務要求水準書（案）	3	I	2	(4)			事業期間	本施設の引渡し日に割賦債権が確定するものと思料しますが、既存庁舎等の解体撤去工事についても同日に割賦債権が確定するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針を修正します。
132	業務要求水準書（案）	3	I	2	(4)			施設整備期間	本施設の施設整備期間について、実施方針においては令和3年(2021年)6月～、業務要求水準書（案）においては令和3年(2021年)4月～となっていますが、事業契約締結後の令和3年(2021年)6月～を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ業務要求水準書（案）を修正します。
133	業務要求水準書（案）	3	I	2	(4)			施設整備期間	本施設の施設整備期間のうち、設計及び建設期間は、事業契約締結日から令和7年(2025年)1月10日の間で自由に設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	業務要求水準書（案）	3	I	2	(5)	ア		行政施設	中央区役所、中央保健センター、中央区民センターの1日当たりの来庁者数(中央区役所については課ごとの内訳)をご教示ください。	入札説明書等において示します。
135	業務要求水準書（案）	8	II	1				敷地条件	「別紙II-1 敷地及び周辺現状測量図」の敷地境界は、すべて境界確定が完了していると考えてよろしいでしょうか？	業務要求水準書（案）別紙II-1は現況測量の結果です。
136	業務要求水準書（案）	8	II	2	(1)			施設内容	中央区役所・中央保健センターの規模が5,900㎡、中央区民センターの規模が2,100㎡と定められておりますが、正確に一致させることは難しいため、±数%程度の範囲で建設することとしていただけませんか。(実施方針P19 IV.2も同様です。)	業務要求水準書（案）別紙IV-1に記載された各室面積の「程度」および「以上」としてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
137	業務要求水準書（案）	9	Ⅱ	2	(4)			土壌汚染状況	土地利用履歴調査資料の開示をお願いいたします。	土壌汚染のおそれのある土地利用履歴がないことを確認していますが、開示できる資料はありません。
138	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	1		③		基本的な考え方	契約後、速やかに着手とありますが、2021年6月予定の事業締結後の着手と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	1	(1)	②		解体撤去工事計画策定にあたり留意すべき事項	「②騒音、振動、悪臭、・・・合理的に要求される範囲の・・・。」とありますが、「合理的に要求される範囲」の具体例若しくは具体的基準をお示しいただけないでしょうか？	通常求められる近隣対応を行ってください。
140	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	①		近隣調査・準備検査等	「①着工に先立ち、近隣住民との・・・解体撤去準備調査等を十分に行い・・・」とありますが、解体撤去準備調査等とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか？	解体図との整合性を調査し、相違がないかどうかのチェックを想定しています。アスベスト、不要物等従来調査で確認できなかったものの調査となります。
141	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	③		近隣調査・準備検査等	「③解体撤去工事によって・・・必要な調査を実施し、・・・」とありますが、必要な調査とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか？	解体図との整合性を調査し、相違がないかどうかのチェックを想定しています。アスベスト、不要物等従来調査で確認できなかったものの調査となります。
142	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	④		着工前業務	“PCB処理及び保管にかかる費用については、事業契約にて詳細を示す”とありますが、入札書へは費用を含めないものと考えて宜しかったでしょうか。	入札説明書等において示します。
143	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	④		近隣調査・準備検査等	PCB含有シーリング材の有無について、別紙Ⅲ-1-1、図番A/2 5章02にて「※図示による」となっていますが、図示された図面があれば開示願います。	該当する図面はありません。
144	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	④		近隣調査・準備検査等	PCB含有機器などについて、協議の上適切な処理及び保管方法の提案を行うこととありますが、別紙Ⅲ-1-1、図番A/2 5章にて「施設管理者に引き渡すもの」となっております。別紙Ⅲを正と考えてよろしいでしょうか。また、引き渡しの場所が決まっているのであればご教示願います。	事業者による調査の結果、PCBの含有が判明した場合は、当該PCB含有品は本市に引き渡しを行うものとします。また、引き渡し後の処理、保管については、事業者の提案を踏まえ、本市が行います。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目				
145	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	④		近隣調査・準備検査等	【PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無について調査を行うこと。また、関係法令を遵守し、適切な処理保管方法について提案すること】との記述があります。 【PCB特別措置法】では、PCB使用電気機器の処理及び保管については、所有者自らが資格を持った処理業者に委託契約して行う義務があるとされております。【PCB電気機器の処理、保管】及び【PCB含有シーリング材の処理、保管】については札幌市様で行うのが適切と考えますがいかがでしょうか。また、処理、保管については別途と考えて宜しいでしょうか。	事業者による調査の結果、PCBの含有が判明した場合は、当該PCB含有品は本市に引き渡しを行うものとします。また、引き渡し後の処理、保管については、事業者の提案を踏まえ、本市が行います。
146	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)	⑤		近隣調査・準備検査等	予算検討のため実施されたと思われるアスベスト調査書の開示をお願いいたします。	入札説明書等において示します。
147	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ	2	(1)			近隣調査・準備検査等	解体撤去工事の検討に当たり、入札前に現地館内調査の実施は可能ですか	入札書等提出の前に現地調査はできません。なお、入札説明書等の参考資料として解体撤去工事の設計図面と内訳書を提示します。
148	業務要求水準書（案）	10	Ⅲ					解体撤去業務	解体工事の数量については、指定数量を公開するものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等の参考資料として解体撤去工事の設計図面と内訳書を提示します。
149	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	2	(1)	⑤	-	アスベスト	これまでの解体建屋に関するアスベスト調査資料をご提供下さい。	入札説明書等において示します。
150	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	2	(2)	-	-	解体撤去工事の施工計画書	記載されている書類の提出先並びに承諾いただく部署は、地域振興部区役所整備担当課と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、諸般の理由により、変更となる可能性があります。
151	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	①		解体撤去工事	「①解体撤去工事現場に解体撤去工事記録を常に整備すること。」とありますが、「解体撤去工事記録」とは、工事記録写真と理解しますが、よろしいでしょうか？	工事の施工を適切に行ったことを証する工事写真等を想定しています。
152	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	⑦		解体撤去工事	「⑦周辺地域に万が一悪影響を与えて場合は、・・・」とありますが、「悪影響」とは、どの程度の事象なのか具体的にお示しいただけないでしょうか？	騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等による周辺環境への悪影響を指します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
153	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	⑫		解体撤去工事	「⑫解体撤去工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう・・・」とありますが、周辺地域に地下水を利用した施設があれば、その調査結果を開示願います。	該当する調査結果はありません。
154	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	⑫		解体撤去工事	解体撤去工事中の周辺地域に水枯れ等の被害は事業者の責で対応するという記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されている通り、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）Ⅲ.3.(1)⑫について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
155	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	⑫		解体撤去工事	通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた【水涸れ被害】についても、【水涸れ被害】は予見が困難なため、貴市の負担とならない場合でも対応については【協議】が適切と考えますがいかかでしょうか。	業務要求水準書（案）Ⅲ.3.(1)⑫について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
156	業務要求水準書（案）	11	Ⅲ	3	(1)	⑫		解体撤去工事業務	水枯れが発生した場合は事業者の責において対応とありますが、市の想定している範囲をご教示願います。	業務要求水準書（案）Ⅲ.3.(1)⑫について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
157	業務要求水準書（案）	12	Ⅲ	4	(2)	-	-	完工検査	市による解体工事の完工検査は、具体的にどのタイミングで何を確認しますか。	入札説明書等において示します。
158	業務要求水準書（案）	12	Ⅲ	4	(4)	-	-	完工図書の提出	完工図書として撤去図一式の中にデータとありますが、解体工事着手前に既存建屋データを貸与頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	業務要求水準書（案）	12	Ⅲ	4	(4)			完工図書の提出	撤去図のデータを提出する旨記載されていますが、データの形式をご教示ください。	入札説明書等において示します。
160	業務要求水準書（案）	13	Ⅳ	1	(3)	ア	②	本施設へのアクセス	一般歩行者と車両（公用車及び来庁者の車）の歩車分離は難しいと思料します。従って、ここに記載されている「歩行者」及び「人」は来庁者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	業務要求水準書（案）	13	Ⅳ	1	(3)	ア	③	本施設へのアクセス	【検診車ルート】とありますが、検診車が駐車する頻度、利用時間帯をご教示下さい。	検診は、毎月1～2回程度、区役所等の開庁時間に実施しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
162	業務要求水準書（案）	13	IV	1	(3)	ア	⑦	駐車場と車寄せへのアクセス	「駐車場と車寄せへのアクセスを別で設けること」とありますが、車両出入口は兼用して宜しいでしょうか。	車両出入口についても別で設ける計画としてください。駐車場車列により車寄せ利用ができないことのないよう、提案ください。
163	業務要求水準書（案）	13	IV					本施設の整備に関する要求水準	災害時に電源、空調の確保が必要な室等 BCP に関する要求水準をお示しください。	機能の維持が必要な範囲については、入札説明書等において示します。
164	業務要求水準書（案）	14	IV	1	(3)	イ	④	エスカレーター	エスカレーターは上りのみでよいと理解してよろしいでしょうか	下りエスカレーターも整備することとします。
165	業務要求水準書（案）	14	IV	1	(3)	ウ	①	物販施設	庁舎施設からの直接出入り可能な時間は、開庁時間のみと考えてよろしいでしょうか。	区役所等の開庁している時間（前後 15 分間を含む）は庁舎施設から直接出入り可能としてください。
166	業務要求水準書（案）	14	IV	1	(3)	イ	④	メインエントランスフロアから窓口フロアまでエスカレーターを配置すること	窓口とは、3階（戸籍住民課・健康子ども課）までではなく、5階保護課も含まれますか。	保護課は含みません。
167	業務要求水準書（案）	14	IV	1	(4)		②	スピーチプライバシーの改善	5階の保護課では、待合スペースを含めた全面的な囲いが必要でしょうか。	廊下と待合スペースは区切る計画とし、窓口と待合スペースは一体とします。
168	業務要求水準書（案）	15	IV	1	(5)	ア	⑩	階下からの視線	「階下からの視線に配慮すること」とありますが、階段やエスカレーターでの配慮と理解してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。その他の場合もあれば配慮ください。
169	業務要求水準書（案）	15	IV	1	(5)	ウ	①	木材使用	“市場流通品を使用すること”とありますが、市場流通品とはどのような製品を示すのでしょうか。又、条件とするのはどのような理由でしょうか。	市場流通品とは、調達容易で、品質及び価格が標準的なものを想定しています。
170	業務要求水準書（案）	15	IV	1	(5)	ウ	②	木材使用	指定部屋の床・壁とありますが使用割合が不明ですのでご教示ください。	床・壁でのなるべく多くの使用を求めます。使用割合については、適宜提案ください。
171	業務要求水準書（案）	15	IV	1	(5)	ウ	②	仕上げ計画の木材使用	区民ホール及び区民ギャラリーの床、壁及び区民センター図書室の床、壁には木材を使用することとありますが、木目調内装材を用いた計画としてもよろしいでしょうか。	部分的に木目調内装材を使用しても構いませんが、できるだけ木材や木質系材料を使用してください。
172	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)	②	-	防災計画	コージェネレーションシステムや電力の分散化が謳われていますが、コストと機能に対する評価が示されないと何を採用すべきか判断できません。どのような評価となるのかをご教示ください。	評価については、入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
173	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)			防災計画	「災害備蓄品の倉庫」についての記載がありませんが、設置を想定されていますでしょうか。	業務要求水準書（案）別紙IV-1に記載された物品庫②が該当します。
174	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)	②		防災計画	「電力の分散化や2方向引き込み」と有りますが、2方向引き込みとは別幹線ルートからの電力引き込みを想定しているのでしょうか。	2方向引き込みは、別幹線ルートを指していますが、例示であり、要求事項ではありません。
175	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)	②		防災計画	コージェネレーションシステムなどによると記載がありますが、コージェネレーション設置は必須でないと考えてよろしいでしょうか。何等かの方法にて電力の分散化や二方向引き込みなど大規模災害時のライフラインの確保に配慮した設備計画とすればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)	⑤		防災計画	水害時にも施設の機能を維持とありますが、地下に駐車場を設置した場合、その機能も含むのでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	業務要求水準書（案）	16	IV	1	(7)	⑧		電源車	電源車の台数やサイズなどについて想定があればご教示ください。	電源車の台数やサイズについては、ご提案ください。
178	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(9)	①		環境配慮計画	ZEB-Oriented の認証が記載されていますが、それ以上を満たす提案はプラス評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
179	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(9)	⑨		環境配慮計画	再生可能エネルギーの活用について、「できるだけ活用」と表現されていますが、採用に関してどの様な評価となるのかをご教示ください。	入札説明書等において示します。
180	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(9)	⑨		環境配慮計画	再生可能エネルギーをできるだけ活用となっていますが、必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(9)	⑨		再生可能エネルギー（下水熱、地中熱、太陽光等）をできるだけ活用	再生可能エネルギーの活用において、利用対象者を札幌市として手続することは、よろしいでしょうか。	本施設において、電力契約やガス契約を行う場合は、本市の他の庁舎と同様に一般競争入札による契約を想定しております。再生可能エネルギーの活用は、敷地内における設備設置等による自家消費等を想定しております。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
182	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(10)	③		引渡し後の用途変更・改修費用について	施設引渡し後の用途変更や改修が発生した場合のそれらにかかる費用については、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	業務要求水準書（案）	17	IV	1	(10)	⑤		維持管理計画	建物の冷暖房負荷（W/m ² ）の低減について記載がありますが、具体的な目標値はありますか。	建物の冷暖房負荷（W/m ² ）の具体的な目標値はありません。
184	業務要求水準書（案）	18	IV	1	(11)	ウ	⑥	その他	敷地周辺の歩道のロードヒーティングは不要と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
185	業務要求水準書（案）	20	IV	2	(2)	ウ	③	中央区役所来庁者部分の内装計画	窓口周辺の壁や什器は、木質化を図りますが、実際の木材ではなく、木目調内装材を用いた計画としてもよろしいでしょうか。	本要求水準書における木質化とは、木材や木質系材料を使用することを表しており、木目調内装材は含みません。
186	業務要求水準書（案）	21	IV	2	(3)	ウ	③	中央保健センター来庁者部分の内装計画	窓口周辺の壁や什器は、木質化を図りますが、実際の木材ではなく、木目調内装材を用いた計画としてもよろしいでしょうか。	本要求水準書における木質化とは、木材や木質系材料を使用することを表しており、木目調内装材は含みません。
187	業務要求水準書（案）	21	IV	2	(3)	エ		その他	【動物保管庫】の具体的な用途、目的、必要面積をご教示下さい。	5㎡程度で、保護された動物を一時的に保管しておくことを目的とします。
188	業務要求水準書（案）	21	IV	2	(4)	-	-	中央区民センターの計画	現状の利用と今後の新たな計画について、特に区民ホールの利用と今後の新たな計画について示唆することがあればご教示ください。	現状と同様の利用を想定しています。
189	業務要求水準書（案）	22	IV	2	(5)	イ	(7)	駐車場の要求水準設計条件	交通量調査資料の開示をお願いいたします。	入札説明書等において示します。
190	業務要求水準書（案）	22	IV	2	(5)	イ	(キ)	その他	電気自動車の充電設備を設置するお考えはありますか。必要である場合、必要台数、充電方式（一般充電、急速充電）をご教示ください。	想定しておりません。
191	業務要求水準書（案）	22	IV	2	(5)	イ	(キ)	その他	③公用車の洗車設備の想定されているものをお示しください。	給排水設備とコンプレッサーや洗濯機の電源設備が必要です。
192	業務要求水準書（案）	22	IV	2	(5)	イ	(キ)	その他	④検診車のスペースの必要寸法をお示しください。	検診車（2.5m×11m×3.5m）が駐車でき、建物からの安全な動線等が確保できるスペースが必要となります。詳細は基本設計時に提示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
193	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)①	駐車場の要求水準	台数確保のため一部機械式(市職員利用)を併用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
194	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)②	駐車場の要求水準	東側の国道230号を出口とありますが、地下鉄駅からの歩行者動線と交錯する可能性があります。よろしいでしょうか。	地下鉄駅からの歩行者動線と交錯する可能性がありますので、安全に配慮した計画としてください。
195	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)	駐車場の計画	設計条件に敷地内との記載がありませんが、必要台数は全て敷地内で用意すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)	駐車場の計画	来庁者用駐車場及び公用車用駐車場について、屋内に設置が必要な台数に規定がありましたらご教示ください。	公用車用駐車場は屋内に設置してください。
197	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)	駐車場の計画	来庁者用駐車場及び公用車用駐車場について、ハイルーフ車対応の割合など規定がありましたらご教示ください。	ハイルーフ車対応の割合についての規定はありません。
198	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(7)	駐車場の計画	区役所の駐車場利用状況について、経時的な変化がわかる実際の利用実績(昨年度の月別等)のデータをご開示いただけますようお願いいたします。	入札説明書等において平成28年度に実施した調査結果をお示しします。
199	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(キ)③	その他	【公用車の洗車スペース】及び【洗車設備】について、各々の仕様をご教示下さい。	給排水設備とコンプレッサーや洗濯機の電源が必要です。
200	業務要求水準書(案)	22	IV	2	(5)	イ	(キ)④	検診車用のスペース及び電源の確保	検診車の仕様(電源含む)は、事前に提示されますか。	検診車(2.5m×11m×3.5m)が駐車でき、建物からの安全な動線等が確保できるスペースが必要となります。詳細は基本設計時に提示します。
201	業務要求水準書(案)	23	IV	2	(6)	① ②		駐輪場の計画	来庁者用及び公用駐輪場について、屋内に設置が必要な台数に規定がありましたらご教示ください。	屋内・屋外の設置台数に規定はありません。
202	業務要求水準書(案)	23	IV	2	(6)	① ②		駐輪場の計画	区役所の駐輪場利用状況について、経時的な変化がわかる実際の利用実績(昨年度の月別等)のデータをご開示いただけますようお願いいたします。	駐輪場の利用実績のデータはありません。
203	業務要求水準書(案)	23	IV	2	(6)	① ②		駐輪場の計画	駐輪場は多段式でもよろしいでしょうか。	多段式ではなく、平場としてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
204	業務要求水準書（案）	23	IV	2	(7)	イ	(イ) ①	ごみ置き場	施設ごとにコンテナなどで管理するとありますが、仕様もしくは大きさ等をご教示ください。	入札説明書等において示します。
205	業務要求水準書（案）	24	IV	2	(7)	イ	(ケ)	パイプシャフト類	①「容易に更新できる広さ・配置を考慮し…」における市が別途行う工事の配線や機器仕様もしくは市が定める機器レイアウトの内規等ありましたらお示しください。	内規等はございませんので、適宜提案ください。
206	業務要求水準書（案）	25	IV	1	(7)	イ	(コ)	公衆電話	P25には公衆電話は全体共用部分に「最低1か所」と記載がありますが、P19～P25の「2.各所室の要求水準」には中央区役所、中央保健センター各項目に記載があります。各諸室（範囲）ごとに1か所を必須としているのでしょうか。若しくは全体共用部分に最低1か所が最低条件なのでしょうか。	全体共用部分に1か所設置してください。
207	業務要求水準書（案）	25	IV	2	(7)	イ	(コ)	公衆電話	公衆電話は中央区役所、中央保健センター、全体共用部分それぞれに最低1か所必要ということでしょうか。	全体共用部分に1か所設置してください。
208	業務要求水準書（案）	26	IV	4	(3)	①		受変電設備	年に1回、受変電設備点検のための計画停電は可能として、受変電設備の計画を行ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	業務要求水準書（案）	26	IV	4	(4)	②		静止形電源設備	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバは含まれますか。	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバは含まれません。
210	業務要求水準書（案）	26	IV	4	(4)	②		静止形電源設備	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバが含まれる場合、想定されるサーバの台数をご教示ください。	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバは含まれません。
211	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(7)	①		構内情報通信網設備	別途、市が行う「ネットワーク機器の設置」はどの部屋に設置される計画でしょうか。必要面積をご教示ください。	入札説明書等において示します。
212	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(7)	①		構内情報通信網設備	市所有の光ケーブルについて、具体的には何を指しているかご教示ください。	入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
213	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(7)	①		構内情報通信網設備	「それ以外の配管、配線工事及び市所有の光ケーブルの屋外引き込み工事」とはどのような工事かご教示ください。	それ以外の配管、配線工事とは、本市で行うネットワーク機器の設置、当該機器への配線の接続および設定以外の構内情報通信網設備工事を指します。光ケーブルの屋外引き込み工事とは、本市所有の札幌市情報通信ネットワーク伝送路について、屋外から屋内のネットワーク機器まで引き込むための配管、配線工事等を指します。
214	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(7)	①		構内情報通信網設備	庁内システムの配管、配線工事(1次側まで)は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	各端末から最寄のハブ等までの配線を除く、配管、配線工事等を事業者で行ってください。
215	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(8)	②		構内交換設備	「施設ごとに分けること」とありますが、中央区役所、中央保健センター、中央区民センター、物販施設ごとに分けるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
216	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(8)	①		構内交換設備	「各所室に電話機を設置するなどして」とありますが、本工事にて別紙IV-1に示す一般機及び多機能機を実装すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(9)	②		情報表示設備	「呼び出し」とは、自動音声番号呼び出しという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
218	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(9)	②		情報表示設備	「ボイスコール設備」とは番号発券機、電光掲示板、呼び出し機能までを含めた総称という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(9)	③		情報表示設備	案内情報設備の設置場所、台数、仕様をご指示ください。	入札参加者の提案によるものとします。
220	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(9)	③		情報表示設備	案内情報設備を設置する箇所、想定する大きさ等をお示しください。	入札参加者の提案によるものとします。
221	業務要求水準書(案)	27	IV	4	(10)	①		映像・音響設備	①、②に共通して平時及び災害時の防災上の拠点間連携の具体的な内容、これに伴う映像・音響システムの仕様を提示いただけますでしょうか?	防災に関する要求水準は、業務要求水準書(案)IV.1.(7)などをご参照ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
222	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(10)	②	映像・音響装置	技術革新が進み区民センター会議室の映像・音響装置が陳腐化し、貴市の指示により性能の良いものに交換する場合は、貴市負担と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(10)	①	映像・音響設備	「構内情報交換設備」とは具体的に何を指しているかご教示ください。	構内情報通信網設備を指しています。
224	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(10)	① ②	映像・音響装置	映像・音響設備は中央区民センターの会議室のみに設置でよろしいでしょうか。必要室、使用目的・機能・性能を具体的にお示しください。	入札説明書等において示します。
225	業務要求水準書（案）	27	IV	4	(12)	②	誘導支援設備	トイレ呼出装置は多目的トイレに設置するものと考えてよろしいですか。	多目的トイレおよび男女各トイレにも設ける計画としてください。
226	業務要求水準書（案）	28	IV	4	(15)	①	所轄消防署の指導	近隣たる札幌市中央消防署と連携する防災設備は、特に必要でしょうか。あればご指示ください。	必要ありません。
227	業務要求水準書（案）	28	IV	4	(15)	④	防災設備	防災行政無線用アンテナの大きさをご教示ください。屋上に設置し、市災害対策本部まで配線を行うと考えてよろしいでしょうか。また、配線するケーブルの種類をご教示ください。	入札説明書等において示します。
228	業務要求水準書（案）	28	IV	4	(15)	④	防災設備	防災行政無線用アンテナの取付、配管、配線を行うのに必要なアンテナの仕様、台数、設置場所など、設置条件をお示しください。	入札説明書等において示します。
229	業務要求水準書（案）	28	IV	4	(17)	③	駐車場管制設備	本市の職員の認証行為により庁舎施設の利用者が無料で駐車場が利用できるよう、料金徴収システムにあわせ、必要となる機器を設置することとありますが、庁舎内に設置する機器の個数は何か所を想定されているでしょうか。	入札参加者の提案によるものとします。
230	業務要求水準書（案）	28	IV	4	(18)	①	その他	移設工事のための電源、配管等の工事が必要な「防災無線システム等」の仕様、台数、設置場所など、設置条件をお示しください。	入札説明書等において示します。
231	業務要求水準書（案）	29	IV	5	(3)	②	空調設備	詳細は「別紙IV-1 必要諸室及び仕様」による、と記載がありますが、別紙IV-1には空調に関する仕様の記載がありません。特殊な温湿度条件や使用時間帯が異なる室はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
232	業務要求水準書（案）	30	Ⅳ	5	(9)	①		排水設備	排水の水質規制等について記載がありますが、該当する排水を排出することを想定している室がありましたらご教示ください。	想定している室はございません。
233	業務要求水準書（案）	32	Ⅴ	2	(1)	ア		電波障害状況	【電波障害対策費】につきまして、調査費用は入札金額に含めることは可能ですが、【対策工事】につきましては入札前に工事内容が確定しないため、【対策工事にかかる費用】は札幌市様の負担が適切と考えますがいかがでしょうか。	対策工事にかかる費用は本市の負担とします。ご指摘を踏まえ、業務要求水準書（案）を修正します。
234	業務要求水準書（案）	32	Ⅴ	4		①		設計及び関連事項	「設計にあたり、本市と内容を協議し設計を進めることとし、」との記載がありますが、協議により提案書内容から施設整備費やスケジュールに影響を及ぼす変更が生じた場合は、その取扱いについて協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	変更による影響の程度によりますので、具体的な回答は差し控させていただきます。
235	業務要求水準書（案）	33	Ⅴ	3	(2)	ア		バリアフリーチェック	「バリアフリーチェックは、設計段階と建設段階の2回とする」とありますが、設計段階、建設段階それぞれ具体的な時期の指定がございましたらご教示ください。	「公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領」など本市の関連資料等をご確認ください。
236	業務要求水準書（案）	33	Ⅴ	4	①	-	-	設計及び関連業務	「定期的に市に報告」とありますが、報告先は地域振興部区役所整備担当課と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、諸般の理由により、変更となる可能性があります。
237	業務要求水準書（案）	33	Ⅴ	4	①	-	-	設計及び関連業務	設計図のレイアウトなどの承諾プロセス（区役所、区民センター、保健センター、共用）が不明ですので、ご教示ください。	入札説明書等において示します。
238	業務要求水準書（案）	32 ・ 33	Ⅴ	1 ・ 4				業務の内容 設計及び関連業務	PFI手法を導入する事業と鑑み、積算業務は無いということで宜しいでしょうか。成果品（実施設計）の積算調書やRIBIC対応は無いということで宜しいでしょうか。	「積算業務」の具体的な想定を理解致しかねますが、業務要求水準書（案）別紙Ⅴ-2に記載のある書類を作成するために必要となる積算等、業務要求水準書で定められている業務については、適切に行ってください。
239	業務要求水準書（案）	32 ・ 33	Ⅴ	1 ・ 4				業務の内容 設計及び関連業務	解体設計（その積算）及びその監理業務は設計業務範囲外との理解で宜しいでしょうか。	解体撤去業務として求めるものは業務要求水準書（案）Ⅲ.に記載のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
240	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(2)	ア	①	近隣調査・準備検査等	「①着工に先立ち、近隣住民との・・・建築準備調査等を十分に行い・・・」とありますが、建築準備調査等とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか？	例えば、家屋調査などを想定しています。
241	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(1)	ア	②	建設工事計画策定にあたり留意すべき事項	「②騒音、振動、悪臭、・・・合理的に要求される範囲の・・・。」とありますが、「合理的に要求される範囲」の具体例若しくは具体的基準をお示しいただけないでしょうか？	通常求められる近隣対応を行ってください。
242	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(2)	ア	③	近隣調査・準備検査等	「③建物及びその建設工事によって・・・必要な調査を実施し、・・・」とありますが、必要な調査とは具体的にどのような調査を想定されていますでしょうか？	重機の搬出入などの施工計画に必要な調査を想定しています。
243	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(2)	ア	④	電波障害状況	【電波障害対策費】につきまして、調査費用は入札金額に含めることは可能ですが、【対策工事】につきましては入札前に工事内容が確定しないため、【対策工事にかかる費用】は札幌市様の負担が適切と考えますがいかがでしょうか。	対策工事にかかる費用は本市の負担とします。ご指摘を踏まえ、業務要求水準書（案）を修正します。
244	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(2)	ア	④ ⑤	近隣調査・準備検査等	電波障害対策については、本施設完成後（建物竣工後）の対策を終了した時点で、維持管理についてもお引き渡しすることとしてよろしいですか。	電波障害防除施設の維持管理は本市が行うこととします。業務要求水準書（案）を修正します。
245	業務要求水準書（案）	35	VI	2	(1)	ア	⑥	地下掘削工事	排水料金について、入札価格算定時においては、地下掘削工時に伴う排水量を固定していただき、事業者選定後、実際の排水量に基づき精算としていただけないでしょうか。	入札説明書等において示します。
246	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	①	建設工事	「①事業者は建設工事現場に建設工事記録を常に整備すること。」とありますが、「建設工事記録」とは、工事記録写真と理解しますが、よろしいでしょうか？	工事の施工を適切に行ったことを証する工事写真等を想定しています。
247	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	⑥	建設工事	「⑥建設工事完成時には施工記録を用意し、」とありますが、「施工記録」とは、何か具体的にお示しいただけないでしょうか？	業務要求水準書（案）別紙IV-1に記載の図書等です。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
248	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	⑧	建設工事	「⑧周辺地域に万が一悪影響を与えて場合は、」とありますが、「悪影響」とは、どの程度の事象なのか具体的にお示しいただけないでしょうか？	騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等による周辺環境への悪影響を指します。
249	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	⑬	建設工事	「⑬建設工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう」とありますが、周辺地域に地下水を利用した施設があれば、その調査結果を開示願います。	該当する調査結果はありません。
250	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	⑬	建設工事	建設工事中の周辺地域に水枯れ等の被害は事業者の責で対応するという記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されている通り、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）VI. 2. (3)ア⑬について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
251	業務要求水準書（案）	36	VI	2	(3)	ア	⑬	建設工事	通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた【工事に伴う水枯れ】は予見が困難なため、貴市の負担とならない場合でも【協議】とするのが適切と考えますがいかがでしょうか。	業務要求水準書（案）VI. 2. (3)ア⑬について、「万一発生した場合には、事業者の責において対応を行うこと。」の記載を削除し、業務要求水準書（案）を修正します。
252	業務要求水準書（案）	37	VI	2	(3)	イ	①	その他	原則として建設工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うと記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されている通り、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等において示します。
253	業務要求水準書（案）	38	VI	3	②			什器備品の調達支援業務	貴市に対して提案する什器備品と貴市による什器備品の選定にかかり調査、助言の分担等についてお示しいただけますでしょうか？	事業者の提案、調査及び助言を踏まえ、本市が最終的に什器備品を選定します。
254	業務要求水準書（案）	38	VI	3	④	-	-	什器備品	作り付け等の什器備品提案を認めるとありますが、コストと機能に対する評価が示されないと何を採用すべきか判断できません。どの様な評価となるのかをご教示ください。	本事業における什器備品は既製品の調達によるものとし、作り付け等の什器備品の提案は認めないこととします。業務要求水準書（案）を修正します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
255	業務要求水準書（案）	38	VI	3	⑥			出納簿	本事業外の本市が調達する什器備品について、事業者が出納簿による台帳管理をするということでしょうか。	台帳管理は本市が行います。
256	業務要求水準書（案）	38	VI	3	①			什器備品の調達支援業務	「什器備品の調達支援業務を施設整備期間中に実施すること。」との記載ですが、什器備品類の搬入設置についても引き渡し期限内に実施するという見込みでしょうか。	引き渡しを受けたあとに供用開始までに本市が什器備品類を設置します。
257	業務要求水準書（案）	38	VI	3	②			什器備品の調達支援業務	「選定された什器備品の調達に要する費用は本市が負担する」とありますが、調達そのものおよび設置は、貴市がSPC以外の業者から直接行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	業務要求水準書（案）	38	VI	3	④			什器備品の調達支援業務	事業者の提案により同等以上の作り付け等の什器備品を提案することを認めるものとする。とありますが、提案が採用された場合は事業者の事業費に含むとの認識でよろしいでしょうか。	本事業における什器備品は既製品の調達によるものとし、作り付け等の什器備品の提案は認めないこととします。 業務要求水準書（案）を修正します。
259	業務要求水準書（案）	38	VI	3				什器備品の調達支援業務	想定している什器備品の品目の範囲についてご教示ください。また、事務用品等で想定されているものはありますでしょうか。	本施設において必要となる什器備品の全てを想定しています。 なお、事務用品とは、一般に、消耗品にあたるものであり、什器備品の調達支援業務の範囲外です。
260	業務要求水準書（案）	40	VII	1				業務内容	監理は非常駐という理解で宜しいでしょうか。	入札参加者の提案によります。
261	業務要求水準書（案）	41	VIII	2	(1)			月次報告書等の作成、提出	「月報及び半期報告書を維持管理及び運營業務実施報告書として作成・保管するとともに、本市に提出すること」とありますが、当該月次の終了後、いつまでに提出をするのかご教示ください。 ※例えば、翌月の●開庁日までに	月報は各月の終了後、半期報告書は当該半期の終了後、それぞれ速やかに本市に提出してください。
262	業務要求水準書（案）	41	VIII	2	(2)			年次報告書	「当該年度の終了後、速やかに本市に提出」とありますが、いつまでに提出をするのかご教示ください。 ※例えば、当該年度終了後●庁日までに	具体の期限は想定していません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
263	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(1)		業務責任者	業務責任者を定め、本市に報告することとありますが、非常駐との理解でよろしいでしょうか。	常駐及び非常駐の別は問いません。	
264	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(1)		各業務責任者について	各業務責任者については、構成企業・協力企業からの再委託先から選任することは可能という理解でよろしいでしょうか。	各業務責任者を再委託先から選任することは認めません。	
265	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(1)		業務責任者	業務責任者は、維持管理業務と運営業務それぞれに定めなくてはならないのでしょうか。	維持管理業務と運営業務を構成する各業務について、業務責任者を定めてください。	
266	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(1)		業務責任者	維持管理業務に係る業務責任者と運営業務に係る業務責任者の兼務は可能でしょうか。	各業務従事者の兼務は認めることとします。	
267	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(3)		常時維持管理員の体制	常駐体制は24時間体制とありますが、仮眠は認められるのでしょうか。この場合の仮眠は、原則的には業務対応を行わないことを想定しています。	業務要求水準書(案) VIII. 9. に記載の緊急時対応を行える前提において、仮眠を認めます。	
268	業務要求水準書(案)	42	VIII	4	(3)		常時維持管理員	「常駐維持管理員は、他の業務従事者が兼任できるものとする」とありますが、兼任してはいけない業務はありますか。	要求水準を充足する限りにおいて、他の業務従事者が兼任することは、妨げません。	
269	業務要求水準書(案)	42	VIII	5			本施設の開庁時間等	「公職選挙法による選挙や災害時等、本市が指示する場合には時間延長し、休日等においても維持管理業務及び運営業務を行うこと。なお、この場合の経費の負担の詳細については事業契約にて示すものとする。」とあり詳細は別途事業契約書で確認をしますが、基本、増加費用が発生した場合は貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。	
270	業務要求水準書(案)	42	VIII	5			開庁時間の変更	本市が指示する場合には時間を延長とあります。公職選挙法や、災害発生等事業者では判断できないリスクのため、係る費用は発注者負担としていただくよう整理お願いします。	入札説明書等において示します。	
271	業務要求水準書(案)	42	VIII	5			本施設の開庁時間等	「土曜、日曜、休日、祝日、年末年始(12/29～1/3)の窓口業務で9:00～17:00」は配置不要との認識でよろしいでしょうか。	窓口案内業務で求める人員配置については、業務要求水準書(案) X. 5. に記載の通りです。	

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
272	業務要求水準書（案）	43	VIII	8	(2)	②	建物劣化調査報告書の作成	建物劣化調査報告書の作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とありますが、客観性の確保に配慮した実施方法とは具体的にどのような方法か想定しているものがあればご教示ください。	業務要求水準書（案）VIII. 8. (2)に記載のとおり、建物劣化調査報告書の内容等は、事前の本市と事業者の協議によるものであり、ご質問いただいた実施方法についても、協議結果に依存するため、具体的回答については差し控えます。
273	業務要求水準書（案）	43	VIII	8	(2)	②	具体的手順	実施方針には「事業者は事業期間終了時の1年前までに建物劣化調査等を実施のうえ、建物劣化調査報告書を本市に提出し、確認を受けること。」、要求水準書には「建物劣化調査報告書の作成に当たっては、客観性の確保に配慮した実施方法とする。」とありますが、建物劣化調査の仕様書をお示しください。また、建物劣化調査報告書の確認後、約1年間の間に発生し経年による劣化について、その取扱いについてお示しください。	実施いただく業務は業務要求水準書（案）に記載のとおりです。経年による劣化の取扱いについては、業務要求水準書（案）VIII. 8. (1)に記載の考え方とおりにしてください。
274	業務要求水準書（案）	43	VIII	8	(1)		事業期間終了時の要求水準	“性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする”とありますが、例えば、通常の更新時期を間近に控えた機器等についても、その時点で性能・機能を満たせば事業者側で機器の更新は必要ないと考えて宜しかったでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、性能及び機能を満足している場合においても、修繕計画書において修繕が予定されていた場合には、修繕の実施を求める可能性があります。
275	業務要求水準書（案）	44	VIII	9	(4)	①	災害事前対応	災害対策用備蓄品はありますか。有りの場合、調達・保管・管理者の区分は市でしょうか、それとも事業者でしょうか。	災害対策用備蓄品の調達、保管、管理は本市が行います。
276	業務要求水準書（案）	45	VIII	10	(2)		光熱水費の負担	有料化提案を行った場合に駐車場・駐輪場の管理運営業務に係る光熱水費は事業者負担とありますが、夜間照明等、管理運営業務時間外の光熱水費は市の負担と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
277	業務要求水準書（案）	45	IX	10	(3)		関係各課との連携及び調整	「関係各課からの要請及び依頼に基づき」とありますが、貴市での事業者窓口担当を設置していただきたい。	業務要求水準書（案）VIII. 10. (3)への質問と理解しました。現時点で、事業者窓口担当を設置する想定はありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
278	業務要求水準書（案）	46	IX					除雪や備品管理業務について	除雪や備品管理業務についての業務水準の記載がないが、入札公告時に明確になるとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）IX.5.の他、業務要求水準を満足させるために必要となる除雪を事業者の判断により実施してください。備品管理については業務要求水準書（案）IX.7.をご確認ください。
279	業務要求水準書（案）	47	IX	1	(5)	イ		劣化診断の実施	「必要な修繕を実施すること」とありますが、劣化診断の結果から長寿命化の検討を行った内容について、貴市と協議をしてから修繕を実施するという認識で宜しいでしょうか。	修繕業務については業務要求水準書（案）IX.10.をご確認ください。
280	業務要求水準書（案）	47	IX	1	(6)			その他	「本要求水準書に記載のない事項については、その都度、本市と協議のうえ必要な措置等を実施すること。」とありますが、貴市との協議はもとより、記載のない事項については事業契約の変更等の措置並びに費用の追加等が発生するという認識でよろしいでしょうか。	費用負担については入札説明書等において示します。 なお、業務要求水準書（案）に記載のない事項についても、合理的に事業者が実施すべき内容や、入札参加者に提案いただいた内容については、事業者の費用負担により実施することを基本とします。
281	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	ア		仮庁舎から本施設への引越し業務	「仮庁舎の「別紙IX-1 仮庁舎から引越す書類量」に示す書類を、（中略）本施設へ搬入すること」とありますが、引越しの対象となるのは、書類の入った段ボールのみで什器備品等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
282	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	ア		仮庁舎から本施設への引越し業務	「本施設の供用開始日の前日までに梱包し、本施設へ搬入すること」とありますが、事業者が市の指示及び立会に基づき梱包作業を行うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、市の業務状況により作業工程・日数が変わってくると思われますので、具体的な作業イメージ（作業期間等）についてご教示ください。	業務要求水準書（案）を修正します。
283	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	ア		時期等	仮庁舎から本施設へ搬入する書類は「別紙IX-1 仮庁舎から引越す書類量」に示す書類のみであり、その他はないと理解してよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
284	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	アイ		仮庁舎からの引越し業務	業務内容の詳細については、入札公告時に示されますでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
285	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	イ	① ③	仮庁舎から本施設への引越し業務	「職員等の立会いのもと、適切な仕分けを行い、破損、紛失等のないよう慎重に業務を行うこと。」とありますが、書類は全て簿冊で物品棚に保管されているものでしょうか。 また「梱包」「設置」とありますが、情報漏洩及び紛失等リスクがありますので、作業中は確実に職員の立ち合いが可能でしょうか。 公文書の取り扱いになりますので梱包と開梱は職員がされるのが一般的です。	業務要求水準書（案）を修正します。
286	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(2)	イ	③	仮庁舎から本施設への引越し業務	「仮庁舎から移動した書類については本市の指示に従い設置すること」とありますが、段ボール等を指定の場所に設置するのみで、開梱作業は市自ら実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
287	業務要求水準書（案）	47	IX	2	(1) (2)			仮庁舎から本施設への引越し業務	「別紙IX-1 仮庁舎から引越す書類量」に示す書類のみが引越し対象との理解でよろしいでしょうか。 仮庁舎で使用している什器備品並びにパソコンやOA機器は引越し対象外との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（案）を修正します。
288	業務要求水準書（案）	49	IX	4	(2)	ア	⑦	運転監視	電気責任者と機械責任者の現地配置が必須ということでしょうか。	電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。
289	業務要求水準書（案）	49	IX	4	(2)	ア	⑦	運転監視	ボイラー1級以上の資格ということですが、設備として法定で必要のない提案を行った場合でも有資格者の配置は必須でしょうか。	関連法令上、有資格者の配置が必要のない設備等の提案を行った場合には、有資格者の配置は不要です。
290	業務要求水準書（案）	49	IX	4	(2)	ア	⑦	運転監視の有資格者	電気責任者及び機械責任者は資格を保有していれば、1名が兼務することはできますでしょうか。また、維持管理業務に係るその他の資格要件はありますか。	電気責任者及び機械責任者の兼務については、電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。 その他の資格要件については、業務要求水準書（案）IX. 1.に記載のとおり、関連法令に準拠してください。
291	業務要求水準書（案）	49	IX	4	(2)	ア	⑦	運転監視の有資格者	維持管理業務に係るその他の資格要件はありますか。	業務要求水準書（案）IX. 1.に記載のとおり、関連法令に準拠してください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
292	業務要求水準書（案）	49	IX	4	(2)	ア	⑦	運転・監視	「運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上、機械責任者は労働安全衛生法に定めるボイラー1級以上の資格免許を有すること」とありますが、有資格者は配置（常駐）ではなく、選任（外部委託若しくは非常駐）という認識でよろしいでしょうか。	電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。
293	業務要求水準書（案）	50	IX	6	(1)			業務の内容	「事業敷地内における建物の周囲の植栽、…必要かつ適切な保護、育成及び処理を実施し、と所定の緑化率を維持すること。」とありますが、自然環境要因による枯死や通行者のイタズラによる損傷など札幌市と事業者双方の責に帰すべき事由による損傷では無い場合については、札幌市と事業者の双方でリスクを分担するという認識でよろしいでしょうか。	通行者のイタズラについては、リスク分担表における維持管理運営段階 施設損傷のうち、「事業者又は本市以外の第三者に起因するもの」に示す考え方にに基づき分担します。
294	業務要求水準書（案）	50	IX	6	(2)			植栽管理業務	植栽は、事業者が適正に維持管理を行っていても、環境の変化や病気によって枯れるケースがあります。枯れ木が発生し、新たに樹木を植える場合は貴市負担として頂きますようお願いいたします。	環境の変化や病気に強い樹木を選定いただくことを期待しているため、指摘のケースにおいて、本市が費用負担する想定はありません。
295	業務要求水準書（案）	51	IX	7	(2)	ウ	③	廃棄物処理費用について	物販施設等で発生する廃棄物以外については、貴市にて費用負担されるという理解でよろしいでしょうか。	駐車場の管理・運営業務（有料化提案を行った場合）、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務以外にて発生する廃棄物は本市の費用負担により処理します。
296	業務要求水準書（案）	51	IX	7	(2)	ウ	③	廃棄物の収集運搬	施設から出る廃棄物をごみ置き場まで運搬、分別することとありますが、産業廃棄物を含め処理費用は貴市負担でよろしいでしょうか。	駐車場の管理・運営業務（有料化提案を行った場合）、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務以外にて発生する廃棄物は本市の費用負担により処理します。
297	業務要求水準書（案）	51	IX	7	(2)	ウ	③	廃棄物の収集運搬	現施設における廃棄物の発生量と処理費用をお示し願います。	入札説明書等において示します。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
298	業務要求水準書（案）	51	IX	7	(2)	ウ	③	廃棄物の収集運搬	物販施設等において発生する廃棄物について、ごみ置き場を共用で使用することは可能でしょうか。	ごみ置き場の共用は認めません。ただし、ごみ置き場の一部を物販施設等において発生する廃棄物の置き場として使用することは認めます。その際は、当該床については、物販施設と同様に有償貸付を行うものとします。
299	業務要求水準書（案）	51	IX	7	(2)	ウ	③	廃棄物の収集運搬	「本施設及び事業敷地内において発生した廃棄物を収集し、本施設内に設けられたごみ置場まで運搬し、分別すること」とありますが、当該廃棄物の処分は PFI 事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	駐車場の管理・運営業務（有料化提案を行った場合）、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務以外にて発生する廃棄物は本市の費用負担により処理します。
300	業務要求水準書（案）	52	IX	9	(2)	イ		警備方法	防犯カメラ等による機械警備を基本とし、警備員による夜間の巡回等を適時行うとのことですが、ここでいう夜間とは開庁時間外を指しているのでしょうか。指定の時間があればお示してください。また、休日と平日で扱いは異なるのでしょうか。 例) 対象箇所：中央区役所 平日夜間：●●：●●～●●：●●	平日、休日及び祝日に関わらず 17：15～8：45 を夜間としてください。
301	業務要求水準書（案）	52	IX	9	(2)	イ		警備方法	防犯カメラ等による機械警備を基本とし、警備員による夜間の巡回等を適時行うとありますが、開館時間中は警備員を常駐させる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書を満足する前提において、常駐させる必要はありません。
302	業務要求水準書（案）	52	IX	9	(2)	イ		警備方法	「警備員による夜間の巡回等を適時行うこと」とありますが、夜間警備は土日祝日も含めて毎日実施するものとの理解でよろしいでしょうか。また人数に下限等はございましたらご教示いただけませんか。	平日、休日及び祝日に関わらず 17：15～8：45 を夜間とし、巡回等を適時行ってください。業務要求水準書を満足する範囲において、人数に下限はありません。
303	業務要求水準書（案）	52	IX	9	(2)	エ		警備業務	防犯カメラからの映像受信については、警備室以外にも受信する必要がありますでしょうか。	防災センターの他、事業者が実施する維持管理・運営業務に必要な場所映像受信できるようにしてください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
304	業務要求水準書（案）	52	IX	9	(2)			施設開閉館について	施設の開閉館業務については、貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	施設の開閉館業務は事業者が行う想定です
305	業務要求水準書（案）	53	IX	9	(2)	オ	① ②	夜間窓口	現行施設の過去3年間程度の実績（対応件数等）をお示しいただけますでしょうか。	戸籍の年間届出件数は、令和元年度：641件、平成30年度：537件、平成29年度：606件です。
306	業務要求水準書（案）	53	IX	9	(2)	オ	①	連絡票送信	大通りサービスコーナーへの連絡票送信方法をご教示ください。	FAXによる送信を想定しています。
307	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(1)			業務の内容	“施設修繕等を規模の大小に関わらず”とありますが、大規模修繕を含むか否かなど、大小とは具体的にどのような範囲、内容でしょうか。	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施してください。
308	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(1)			業務の内容	「本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施すること。」とありますが、大規模修繕も業務範囲という認識でよろしいでしょうか。業務範囲であれば大規模修繕の定義（修繕項目）をご教示ください。 ※例えば、建築物修繕措置判定手法に記載の建物の一側面、連続する一面又は全面に対する修繕、電気設備機器、機械設備機器の更新等	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施してください。
309	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(1)			業務の内容	「本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施すること。」とありますが、事業者は年間上限額（予算額）に関係なく大小実施するとの認識でよろしいでしょうか。例えば、熱源機器の交換、照明器具交換（LED）、空調内・外機の交換、映像・音響設備の交換、カーペット張替え等も含まれるでしょうか。	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施してください。
310	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(1)			業務の内容	「施設修繕等を規模の大小に関わらず実施すること。」とありますが、大規模修繕を含めるか否かについては事業者の判断と理解してよろしいでしょうか？	本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施してください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
311	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(3)	イ		修繕の実施	修繕の実施において、「事業期間内に災害等が発生したときの不可抗力（復旧）修繕」と、「機能及び性能を維持するための修繕」の区分は貴市との協議との認識でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する事象が発生した場合については、事業契約書案の該当する条項に沿って取り扱います。
312	業務要求水準書（案）	53	IX	10	(3)	エ		施設台帳及び完成図面等への反映	「修繕内容を施設台帳等の電子媒体及び完成図面に反映させ」とありますが、エクセル形式等の指定はありますでしょうか。	施設台帳の作成については、業務要求水準書（案）Ⅷ. 3. (2)をご確認ください。
313	業務要求水準書（案）	54	X	1	(3)			運營業務の期間	運營業務の始期が「本施設の引渡し日の翌日」とされていますが、本施設の供用開始前に、全ての運營業務を要求水準に則り開始するということでしょうか。	本施設の供用開始日までは、運營業務を適切に実施するための準備期間として、事業者が運營業務の準備のため必要と考える業務を実施してください。
314	業務要求水準書（案）	54	X	2	(2)			駐車場及び駐輪場の利用可能時間	「公用車は24時間入出庫可能とすること」とありますが、夜間の入出庫は警備員が管理するとの理解でよろしいでしょうか。	管理の方法は警備員による管理に限らず、入札参加者の提案によるものとします。なお、夜間における公用車の入出庫管理は不要です。
315	業務要求水準書（案）	54	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化について	現行施設の過去3年間程度の駐車場利用実績をお示しいただけますでしょうか。	入札説明書等において平成28年度に実施した調査結果をお示しします。
316	業務要求水準書（案）	54	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化について	現行施設の過去3年間程度の駐車場利用実績をお示しいただけますでしょうか。	入札説明書等において平成28年度に実施した調査結果をお示しします。
317	業務要求水準書（案）	54	X	2				駐車場・駐輪場の管理運營業務	駐車場の有料化提案をしない場合は、本施設の利用の有無に関わらず、駐車場及び駐輪場の利用料金は無料という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本施設を利用しない方が駐車場及び駐輪場を利用しないように管理を行ってください。
318	業務要求水準書（案）	55	X	1	(3)	エ		駐輪場の運用	駐輪場の利用は無料でしょうか。	駐輪場の利用は無料とします。
319	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	ア		人員配置	利用可能時間帯に人員を配置するとあります。駐車場の有料化提案を行った場合でも開庁時間の前後30分にかかる人員配置費用は運營業務のサービス対価に含まれるということでしょうか。	有料化提案を行った場合には駐車場の管理運營業務の全てを独立採算にて行ってください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
320	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	ア		人員配置	利用可能時間帯に人員を配置するとあります。駐車場の有料化提案を行い、これに伴い利用可能時間を延長した場合、当該延長時間も人員の配置が必要でしょうか。	当該延長時間も人員の配置が必要となります。
321	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	ア		人員配置	利用可能時間帯に人員を配置するとあります。駐車場の有料化提案を行い、これに伴い利用可能時間を延長した場合、当該延長時間の人員配置に係る費用は運營業務のサービス対価に含まれるのでしょうか。	有料化提案を行った場合には駐車場の管理運營業務の全てを独立採算にて行ってください。
322	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	オ		有料化提案時のサイン	国道 230 号沿い等、外部からの視認性の高い場所に有料駐車場の看板設置をお認めいただけないでしょうか。	事業開始後に、業務要求水準書を満足し、本施設の利用者の利便性を損なわないことなどを踏まえて看板設置の可否を判断します。
323	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	オ		駐車場・駐輪場の管理運營業務	駐車場の有料化提案を行う場合、要求水準にある台数を確保すれば、いわゆる月極駐車スペースを設けることも可能でしょうか。	認めません。
324	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化の検討	駐車場有料化検討にあたり来庁者が利用する駐車場台数予測がございましたら御教示ください。	本市においては把握する駐車場利用台数の予測データはありません。
325	業務要求水準書（案）	55	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化の検討	駐車場有料化検討にあたり、現庁舎の駐車場利用実績（時間毎利用実績等の詳細）を示す資料をご教示ください。	入札説明書等において平成 28 年度に実施した調査結果をお示しします。
326	業務要求水準書（案）	56	X	1	(3)	オ	②	駐車場の有料化に関する事項	土・日・祝日のみ有料化提案を行う場合、土・日・祝日の駐車場利用料は事業者の収入となることを考慮しても、平日の駐車場利用に係る管理運営費は、一部サービス購入費としてお支払い頂けませんでしょうか。	土・日・祝日のみの有料化提案を行った場合でも駐車場の管理運營業務のすべてを独立採算にて行ってください。なお、土・日・祝日のみの有料化提案を行った場合でも行政財産の使用料・貸付料の減免は行いません。
327	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	②	駐車場の有料化に関する事項	現中央区役所、中央保健センター、中央区民センターの車での来庁者数実績についてご教示ください。	入札説明書等において平成 28 年度に実施した来庁者アンケート（交通手段含む）の結果をお示しします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
328	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	②	駐車場の有料化に関する事項	「駐車場の有料化提案を行った場合は、・・・駐車場の管理運營業務を独立採算で実施すること。」とあります。独立採算事業とすることで市からのサービス対価を低減する効果があると思料しますが、有料化提案によって市のサービス対価が低減される点については、今後公表される落札者決定基準にて価格点として反映されるしくみと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
329	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	②	市の駐車場の利用	本市が駐車場を利用する場合には駐車場料金を免除する、とありますが、現時点で想定される市の駐車場の利用台数・利用時間・時間帯を教えてください	8：30～22：30 までの行政施設への来庁者の利用を想定しています。状況等により異なるため、利用台数の想定はありません。
330	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	②	駐車場の有料化に関する事項	「免除の方法等の詳細については、本市と事業者が協議のうえ～事業契約において示すこととする。」という記載から、貴市は協議及び決定時期を落札後に予定されていることが想定されます。免除の方法等の詳細については、本入札に係る事業者の提案に基づき、協議するとの理解でよろしいでしょうか。 (実施方針 P8 I.2.(7) イも同様です。)	ご理解のとおりです。
331	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	②	駐車場の有料化に関する事項	「本市（行政施設への来庁者を含む）が駐車場を利用する場合には、駐車場料金を免除する～」とあるため、駐車場は有料化提案した場合でも原則市民サービスに位置付けられるものと思料します。従って、貴市の施策や本事業に寄与するものであるため、行政財産の使用料・貸付料の減額措置を講じて頂きますようお願い申し上げます。なお、市民サービス提供の場として共用する行政財産（床）の使用料・貸付料は、全額免除にしている例もあります。	行政財産の使用料・貸付料の減免は行いません。
332	業務要求水準書（案）	56	X	1	(3)	オ	⑤	駐車場の有料化に関する事項	土・日・祝日のみ有料化提案を行う場合、貸付日数に応じて貸付料の減免をお願いできませんでしょうか。	行政財産の使用料・貸付料の減免は行いません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
333	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ	⑥	駐車場の貸付料	行政施設利用者を無料とすることで平日日中は有料駐車場としての運営が難しいと考えていますので貸付料減免をお願いします。	行政財産の使用料・貸付料の減免は行いません。
334	業務要求水準書（案）	56	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化	駐車場の有料化提案の有無は、事業者選定の評価に大きな影響を与えると思慮します。市における評価基準の基本的な考え方をお示してください。	駐車場については、有料化提案の有無より来庁者の駐車スペースの確保を第一に考えております。
335	業務要求水準書（案）	56	X	3	(1)			自動販売機運営業務	既存中央区役所、中央保健センター、中央区民センターの自動販売機設置台数及び直近3か年程度の売上を開示いただけますでしょうか。	現状の自動販売機設置台数は、中央区役所3台、中央保健センター5台、中央区民センター2台です。 なお、自動販売機の売上については、札幌市でデータを保有していないため、公表できません。
336	業務要求水準書（案）	57	X	3	(3)	ウ	③	行政財産の貸付	貸付期間は、事業期間終了までの複数年度の契約となりますでしょうか。それとも年度毎の契約の更新となりますでしょうか。	本市は、維持管理・運営期間中に亘り、事業者に対し、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務のために必要となる床面積相当の貸付を行います。
337	業務要求水準書（案）	57	X	3	(3)	エ		什器備品の取扱い	物販施設運営業務に関する什器備品等について、事業期間終了後は撤去。とありますが、内装に関しては、原状復旧（撤去）の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	内装に関しても事業者が原状復旧させることとします。
338	業務要求水準書（案）	57	X	3	(3)	カ		衛生管理及び廃棄物処理	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務以外から発生するごみに係る処理費は、貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	駐車場の管理・運営業務（有料化提案を行った場合）、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務以外にて発生する廃棄物は本市の費用負担により処理します。
339	業務要求水準書（案）	57	X	3	(4)	-	-	物販施設運営業務の要求水準	物販業務での飲食スペースの設置や、食堂施設の提案は可能でしょうか。	業務要求水準書を満足する範囲において、物販を主目的とする施設に付随する簡易的な飲食スペースを設置することは可能です。食堂施設のほか、飲食を主な目的とする施設の提案は不可とします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
340	業務要求水準書（案）	58	X	3	(4)	⑦	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務	タバコの販売は禁止とありますが、タバコの販売は物販店舗の出店条件面や安定的に事業継続するための売上面においても非常に大きなものと捉えております。未成年者への販売制限を厳格に行う等の条件付きで販売を許可いただけませんか。	札幌市では区役所庁舎でのタバコ販売は認めていないことから、原文のとおりとします。
341	業務要求水準書（案）	58	X	3	(6)		物販施設運営業務の変更	運営期間が長期にわたる本事業においては、社会情勢や利用者ニーズの変遷などにより、本事業全体の履行に重大な影響を与える程ではないが、当初提案内容の変更が合理的と判断されることは十分に考えられます。ついては、本事業の履行に重大な影響を与える程ではない場合でも、貴市の承諾を前提とした当初提案の変更を認めていただきたくご検討をお願い申し上げます。	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の内容の変更については、本市が当該変更を合理的と判断し承諾する場合には、認めるものとします。
342	業務要求水準書（案）	58	X	3	(5)	①	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務	市が1層目と3層目に自動販売機を設置する予定のため、事業者はこれに隣接する場所には自動販売機を設置しないこととありますが、自動販売機の設置数に上限はありますか。	業務要求水準書に規定の内容を満足する範囲において、自動販売機の設置数に上限はありません。
343	業務要求水準書（案）	59	X	3	(6)	④	物販施設運営業務及び自動販売機運営業務	自動販売機の台数の「減」はできるが、「増」は認められないのでしょうか。	業務要求水準書（案）X.3.(6)①～⑦は例示であり、例示がされていないものについても、業務要求水準書に規定に則り、物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の内容の変更として認める可能性があります。
344	業務要求水準書（案）	59	X	5	(2)	ア	① 共通事項	「本市が調達する…什器備品について…保守等を行い」とありますが、ここでいう保守等とは、窓口案内業務の担当者でもできる簡易な保守を意味し、専門業者等でしか対応できない本格的な修理・修繕等は含まないとの理解でよろしいのでしょうか。	窓口案内業務に必要な什器備品の調達、修理、修繕は本市が行います。
345	業務要求水準書（案）	59	X	5	(2)	ア	① 共通事項	「～本業務実施に当たり必要な什器備品～」とありますが、運営業務の検討にあたりどのような什器備品を想定されているかご教示ください。	什器備品の調達支援業務において、事業者が行う提案、調査、助言等に基づき選定することを想定しています。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
346	業務要求水準書（案）	59	X	4	(2)	②	電話交換業務のオペレーター	オペレーターの業務は代表電話への入電に対する各部署および札幌市コールセンターへの転送のみで、庁舎内の館内放送などは対象外との理解でよろしいでしょうか。	館内放送すべき事項は、本市が定めませんが、館内放送は、電話交換業務の中で事業者が実施ください。
347	業務要求水準書（案）	59	X	4	(2)	③	電話交換業務の有資格者の配置	もしも検定3級以上の資格を有するものを常時1名以上配置とありますが、休憩等により一時的に不在とすることは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
348	業務要求水準書（案）	59	X	5	(1)		窓口案内業務	総合案内業務は区役所「等」の開館時、フロアマネージャー業務は中央区役所の開庁時間において行うこととあります。総合案内は区民センターの開庁時間の年末年始を除く毎日 8:30～22:00 まで配置する必要があるという理解でよろしいですか？	総合案内業務においては、区役所等の開庁時間において、常時（若干の小休憩は除く）担当者1名以上を総合案内に配置することを基本としてください。 「区役所等」の構成については、業務要求水準書（案）I.2.(5)アをご参照ください。
349	業務要求水準書（案）	59	X	5	(1)		窓口案内業務	窓口総合案内の業務内容に「駐車場の有料化提案を行う場合等において来庁者に不便が発生しないよう配慮すること」とありますが、どのような趣旨でしょうか。具体的にお示ください。	例えば、業務要求水準書（案）X.5.(2)イ③に記載の割引処理を、区役所等の開館時のみならず、駐車場の運営時間において行えるようにすることなどが該当します。
350	業務要求水準書（案）	59	X	5	(1)		総合案内業務	「駐車場の有料化提案を行う場合等において来庁者に不便が発生しないように配慮すること」とありますが、有料化提案をし、区役所等の開庁時間外に総合案内担当者を配置した場合の人件費は、駐車場の独立採算事業の費用とみなされ、サービス対価の対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
351	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	イ	総合案内業務	「総合案内業務は区役所等の開館時に行うこと」とありますが、土曜、日曜、休日、祝日の区民センター営業時間の配置は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項目	項目名			
352	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	イ	①	総合案内業務	「総合案内業務は、来庁者に対する駐車券の利便性を損なわない範囲において機械化等で代替することも認める。」とありますが、フロアマネジャー業務においても来庁者の利便性を損なわない範囲であれば機械化等の代替提案も可能でしょうか。	総合案内業務について、施設供用開始後の一定期間は、区役所等の開庁時間において、常時担当者1名以上を総合案内に配置することを基本とするところ、その後は、本市との協議により、来庁者の利便性を損なわない範囲において機械等で代替することも認めることとしています。 フロアマネジャー業務についての機械化の代替提案については、要求水準の趣旨を逸脱しない範囲でお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
353	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	イ	①	総合案内業務	施設供用開始後の一定期間とありますが、公告時には具体的にご提示ください。	代替可能な技術などの開発状況などにもよるものであり、具体的な期間を示す予定はありません。
354	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	イ	①	総合案内業務	施設供用開始後の一定期間とあります。公告時には、事業期間に亘り人員を配置する費用とする等、費用についてどのような条件とするか明示をお願いします。	入札説明書等において示します。
355	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	イ	③	総合案内業務	総合案内業務の割引処理は貴市職員の認証行為の補助という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、業務要求水準書（案）X.2.(3)オ③に記載の本市による認証行為の補助を求める趣旨です。
356	業務要求水準書（案）	60	X	5	(2)	ウ	③	フロアマネジャーの配置	開庁時間において、3層目に、常時フロアマネジャーを配置とありますが、別紙IV-2 階構成のイメージの3階と考えてよいでしょうか。	業務要求水準書（案）X.5.(2)ウ③の規定は、業務要求水準書（案）別紙IV-2の「3」にフロアマネジャーの配置を求める記載とご認識ください。
357	業務要求水準書（案）	61	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人は必ずしも本施設へ常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	業務要求水準書（案）	61	XI	2	(1)			総括代理人の配置	施設整備期間中と維持管理運営期間中で総括代理人を変更することは可能でしょうか。	施設整備期間中と維持管理運営期間中で総括代理人を変更することは可能です。
359	業務要求水準書（案）	61	XI	2	(1)			(1) 総括代理人の配置	総括代理人は SPC の取締役とは別に配置するものでしょうか？それとも SPC の代表取締役が総括代理人ということでしょうか？	総括代理人を SPC の取締役とするか、他の人員とするかは、入札参加者の提案によります。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
360	業務要求水準書（案）	61	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人は本施設への常駐が不要で、他業務の業務責任者を兼任しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	業務要求水準書（案）	61	XI	2	(1)			総括代理人の配置	総括代理人は施設整備期間と維持管理・運営期間で異なる企業から選任することは構わないとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備期間中と維持管理運営期間中で総括代理人を変更することは可能です。
362	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	市民サービス向上支援業務にて「設備や什器備品の導入を行う提案と導入に係る検討を行う提案の選択が可能」とありますが、提案審査における評価の基本的な考え方をお示してください。	入札説明書等において示します。
363	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	市民サービス向上支援業務にて「設備や什器備品の導入を行う提案と導入に係る検討を行う提案の選択が可能」とありますが、複数の提案を行う場合、提案アイテム毎に導入を行う提案と検討を行う提案に分けることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(2)			維持管理・運営期間中の見直し・改善提案の取り扱いについて	表の「事業段階／維持管理・運営」に取組例が記載ございますが、維持管理・運営期間中における見直し・改善提案により、新たに発生する費用については、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者からの見直し及び改善の提案を参考とし、本市が本施設の新たな設備等を調達等します。
365	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(2)			市民サービス向上支援業務	業務の例として「職員のOA環境の改善」と記載されていますが、市の基幹システムに関わるような大規模な改善提案ではなく、中央区複合庁舎の中で収まるレベルのOA環境の改善提案という理解でよろしいでしょうか。	入札参加者の提案によるものとしますが、実現性や実効性などに配慮してください。
366	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(2)			市民サービス向上支援業務	維持管理期間中に事業者が改善提案を行い、その結果貴市が当該提案を採用した場合、当該提案の実現に係る費用は貴市負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	市民サービス向上支援業務として、事業者が具体の設備や什器備品等を導入する提案を行った場合には、当該設備や什器備品等について事業期間中に発生する導入費用及び運用維持費用を事業者が負担することとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
367	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(2)			市民サービス向上支援業務	事業者が「導入に係る検討を行う提案」を行い、その結果貴市が当該提案を採用した場合、当該提案の実現に係る費用は貴市負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	“導入費用及び運用維持費用を事業者が負担”とありますが、記載の取組例には「技術やシステム等の導入」「OA環境の改善」など機器、システムなどの導入費が伴う場合があります。提案によっては事業者負担となるコスト増と市民サービス向上との関係をどのように捉える業務なのかご教示願います。	市民サービス向上支援業務として、事業者が具体的な設備や什器備品等を導入する提案を行った場合には、当該設備や什器備品等について事業期間中に発生する導入費用及び運用維持費用を事業者が負担することとします。
369	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	導入を行う提案は、事業者が期間中の事業費で賄うものと理解しますが、要求水準をはるかに上回る優れた提案で、かつかかる費用が高額なものについては市との協議において追加費用を認めてもらうことは可能でしょうか。	事業者の負担により実現することが困難な具体的な設備や什器備品等の導入については、導入に係る検討を行う提案としてください。導入に係る検討を行う提案においては、事業者からの見直し及び改善の提案を参考とし、本市が本施設の新たな設備等を調達等します。
370	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	導入に係る検討を行う提案は、令和2年12月提出の提案審査書類に記載されていないわけではなく、事業期間中に事業者からの提案を求めているとの理解でよろしいでしょうか。また当該提案を実行するかどうかは市との協議となり、実行に際しての費用は市の負担という理解でよろしいでしょうか。	導入に係る検討を提案する場合には、提案審査書類において、どういった検討をおこなうかを記載いただくことを想定しています。詳細は入札説明書等において示します。また、導入に係る検討を行う提案においては、事業者からの見直し及び改善の提案を参考とし、本市が本施設の新たな設備等を調達等します。
371	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			(1)業務の目的	「また、導入を行う提案をした場合には、・・・導入費用及び運営維持管理費用を事業者が負担するもの。」とありますが、実施方針では、什器備品等の費用は発注者の負担となっております。導入を行う提案をした場合であっても、すべての費用は発注者の費用負担としていただけないでしょうか？	市民サービス向上支援業務として、事業者が具体的な設備や什器備品等を導入する提案を行った場合には、当該設備や什器備品等について事業期間中に発生する導入費用及び運用維持費用を事業者が負担することとします。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
372	業務要求水準書（案）	64	XI	4	(1)			市民サービス向上支援業務	p38 什器備品の調達支援業務に、「選定された什器備品の調達に要する費用は本市が負担する」との記載がございますが、市民サービス向上業務における提案として事業者が負担する什器備品との線引きはどのように行われますでしょうか。	市民サービス向上支援業務として、事業者が具体的な設備や什器備品等を導入する提案を行った場合には、当該設備や什器備品等について事業期間中に発生する導入費用及び運用維持費用を事業者が負担することとします。
373	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-1-1	-	-	-	-	-	-	図番 A/2 3 章解体施工 03 基礎等の解体	(1)建築物、工作物の土中解体範囲の項目で図示によるとありますが、図示の範囲が不明です。新築建設時に干渉しなければ土中躯体の使用・残置は可能ですか。	土中躯体の使用・残置は認めません。
374	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-1-1	A/2	4	01	(4)			建設廃棄物の処理	有価金属について、材料リストを作成し保管することと記載がありますが、具体的な有価金属物及び保管場所があればご教示願います。	ご指摘の項目は本工事において対象外の項目です。
375	業務要求水準書（案）別紙Ⅲ-1 解体工事の図面							図面番号 A/1 特記仕様書-1 I. 工事概要 4 竣工期限	契約に示す着手日から令和3年6月 日まで、とありますが、要求水準書 P7 I.2.(5) と整合がとれません。どちらが正でしょうか。	業務要求水準書（案）に記載の事業期間が正です。
376	業務要求水準書（案）別紙Ⅳ-1	1						主要な什器・備品等	「本事業で設置」欄に記載されている品目については、施設整備業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	業務要求水準書（案）別紙Ⅳ-1	1						講堂	講堂とはどのような使用を想定しておりますでしょうか。	育児教室やセミナーなどを開催しています。
378	業務要求水準書（案）別紙Ⅳ-1	1						主要な什器・備品等	主要な什器・備品等欄に本事業で設置とあります。本欄に記載の什器・備品等の整備は、要求水準書 P5 I.2.(2)イ施設整備業務のうち本施設の建設業務に含まれ、什器備品の調達支援業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
379	業務要求水準書（案）別紙Ⅳ-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様（共通）	0Aフロアの有無の記載がありますが、0Aフロア高さについて指定はありますでしょうか。	0Aフロア高さの指定はありません。将来対応を踏まえ提案ください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
380	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	遮音性能の有無の記載がありますが、具体的なクライテリアの設定はありますでしょうか。	具体的な基準はありません。
381	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	本事業で設置する什器にカウンターの記事がありますが、高さの規定はありますでしょうか。(立ち利用、座り利用等)	カウンターの高さの規定はありません。詳細は、基本設計時に提示します。
382	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央保健センター	計測室の荷重条件について具体的な設定はありますでしょうか。	特殊な荷重条件は想定していません。
383	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央保健センター	歯科相談室について、診察台などの備品は別途と考えてよろしいでしょうか。	什器備品の調達支援業務の対象とします。
384	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央保健センター	洗濯スペースについて、設置台数の目安はありますでしょうか。	2台の洗濯機を設置予定です。
385	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央保健センター	講堂の主要な什器・備品等として本事業で設置とされている中に天吊スクリーンがありますが、その他プロジェクター等のAV機器は本事業では設置不要となりますでしょうか。	入札説明書等において示します。
386	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：共用部	更衣室について、ロッカー設置台数の目安はありますでしょうか。	職員数に10%程度の余裕を見た台数を目安とします。
387	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央区民センター	区民ホールは興行場法の興行場に該当しない計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央区民センター	「打楽器使用時の音漏れに配慮」と特記がありますが、遮音性能について具体的なクライテリアの設定はありますでしょうか。	具体的な基準はありません。
389	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央区民センター	打楽器使用時の音漏れに配慮するものには、学校の音楽の授業等で使用する楽器程度を想定し、和太鼓のような大音量をだすものは含まれないと考えてよろしいでしょうか。	具体的な基準はありません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
390	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央区民センター	想定される利用用途を具体的にご教示ください。	入札説明書等において示します。
391	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様区分②：中央区民センター	視聴覚室について、備品などの条件があればご教示ください。	入札説明書等において示します。
392	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様共用部	物品庫①②について、仕様書記載の条件以外に利用想定や条件が異なる点があればご教示ください。	仕様書記載の条件以外に異なる点はありません。
393	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様	諸室の設置階及び天井高変更の提案は可能でしょうか	諸室の設置階の変更は認めませんが、天井高さを高くすることは可能です。
394	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	「非常用コンセント」と記載がありますが、消防法上の非常コンセントではなく、停電時に非常用発電機から電源供給可能なコンセントと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	コンセントだけでなく、照明器具にも非常用発電機からの電源供給が必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	停電時空調は停止すると考えてよろしいでしょうか。	停電時に空調が必要な室については、入札説明書等において示します。
397	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	必要諸室及び仕様(共通)	コンセント・電話・LANの個数を職員数の記載がある部屋は職員数とし、職員数の記載のない部屋は各室1カ所ずつと考えてよろしいでしょうか。	職員数の記載のある部屋も各種機器やメンテナンス用のための対応を適宜提案ください。記載のない部屋は、部屋の大きさに合わせて適宜設置してください。
398	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	構内情報通信網設備 必要諸室及び仕様	庁内システムを利用する場所は「別紙IV-1」構内LANとして示されている諸室との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	空調設備	特殊な温湿度条件について記載がありますが、「別紙IV-1 必要諸室及び仕様」には温湿度に関する記載が無いため、該当する室は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
400	業務要求水準書(案)別紙IV-1	-	-	-	-	-	-	自動制御設備	計量区分について、記載の区分は区分②に該当するものとして、共用部は計量不要(物販施設を除く)と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等において示します。
401	業務要求水準書(案)別紙IV-1							必要諸室及び仕様	中央区民センターの必要諸室である区民ホールについて、舞台機構、映像、音響、照明設備等、具体的に必要な機能をお示してください。	入札説明書等において示します。
402	業務要求水準書(案)別紙IV-1							動物保管庫	動物保管庫とは、どのような動物の保管を想定されているのかご教示ください。	保護された犬・猫などを想定しています。
403	業務要求水準書(案)別紙IV-1							必要諸室及び仕様 事務室③④⑤	事務室③④⑤は広さがそれぞれ異なりますが、設置階が不明です。また誰がどのような使用を想定しているのかご教示下さい。	現在、区役所や区民センターに入っている団体が事務所として使用することを想定しています。
404	業務要求水準書(案)別紙IV-1							必要諸室及び仕様 区民ホール	ホールは平土間を想定していると判断して宜しいでしょうか。特に必要とする特殊舞台機構装置がありましたらご教示下さい。	ホールは平土間を想定しています。舞台機構装置等については入札説明時に示します。
405	業務要求水準書(案)別紙IV-1							必要諸室及び仕様 会議室①②	「会議室①②は可動間仕切壁により一体的に利用できるようにする」とありますが、一体化した場合の最大の面積(又は利用想定人数)等ご指定がありますでしょうか。その他「①タイプ×2室一体」等ご指示があればお願いいたします。	会議室①・②の8室を合わせて400㎡程度を確保し、災害時に市災害対策本部として使用できるようにしてください。
406	業務要求水準書(案)別紙IV-1							必要諸室及び仕様	「室面積」欄に数値を示す諸室について、「1)【程度】は記載の±5%以内の面積とする。」など、諸室及び仕様について民間事業者の創意工夫が十分に発揮される部分がないと考えられますが、お考えをお示してください。	室面積の「程度」・「以上」などを満たした計画としてください。要求水準を満たした上で、創意工夫を発揮されることを期待します。
407	業務要求水準書(案)別紙IV-1	2						必要諸室及び仕様	事務室②は中央区民センターに設けることが明記されていますが、後の事務室①、③～⑤の設置場所が不明です。どの諸室と関連するかお示してください。	入札説明書等において示します。
408	業務要求水準書(案)別紙IV-1	2						必要諸室及び仕様	「会議室①②は可動間仕切壁により一体的に利用できるようにする。」とありますが、400㎡で利用するという事でしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
409	業務要求水準書(案)別紙IV-1	2						区役所等 中央保健センター 検診エリア 授乳室	「本事業で設置」欄に記載されている「？」は「等」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
410	業務要求水準書(案)別紙IV-1	2						必要諸室及び仕様 区役所等 共用部	共用部に倉庫、更衣室、休憩室などが記載されておりますがこれらは区役所の職員が専用に利用するとの理解でよろしいでしょうか。また維持管理・運営業務のためにSPCが利用する同様の諸室を設けることは構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	業務要求水準書(案)別紙IV-1	3						必要諸室及び仕様 共用部	SPCの設備監視員を常駐させる場合には、共用部の防災センター内に執務スペースを設けても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	業務要求水準書(案)別紙IV-1 別紙IV-2 階構成のイメージ							必要諸室及び仕様 戸籍住民課②	階構成のイメージには2階に「戸籍住民課書庫」とあるが、諸室仕様には「戸籍住民課②事務作業：2階」とある。諸室仕様を正として宜しいですか。	ご理解のとおりです。
413	業務要求水準書(案)別紙IV-2	1						階構成のイメージ	2階に戸籍住民課書庫がありますが、「別紙IV-1 必要諸室及び仕様」に該当するものではありません。その部分を指すのかお示してください。	業務要求水準書(案)別紙IV-1の戸籍住民課②が業務要求水準書(案)別紙IV-2戸籍住民課書庫に該当します。
414	業務要求水準書(案)別紙IV-2	-	-	-	-	-	-	階構成のイメージ	要求水準を満たす範囲内での変更は可能でしょうか。	お示したものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
415	業務要求水準書(案)別紙IV-3	-	-	-	-	-	-	市災害対策本部バックアップ機能に必要な設備	情報通信網の内イントラネット系とインターネット系は、別途市が行うネットワーク機器からの配線と考えてよろしいでしょうか。LGWAN系とS-NET系の対応方法をご教示ください。	ご理解のとおりです。LGWAN系とS-NET系についてもイントラネット系、インターネット系と同様です。
416	業務要求水準書(案)別紙IV-3	-	-	-	-	-	-	市災害対策本部バックアップ機能に必要な設備	情報通信網設備については、記載されている台数の端末を設置するために必要な配管、配線工事(1次側まで)を事業者にて整備するという理解でよろしいでしょうか。	各端末から最寄のハブ等までの配線を除く、配管、配線工事等を事業者で行ってください。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
417	業務要求 水準書（案） 別紙V-1	-	-	-	-	-	-	ワークショップ	令和元年のワークショップによると、災害発生時には、庁舎機能の維持・確保する計画で、自家発電設備、緊急貯水槽などを確保する、また区民センターが、指定避難所となり防災備蓄倉庫を整備するとありますが、それぞれの程度の仕様（大きさ、容量等）と考えていますでしょうか。	入札説明書等において示します。
418	業務要求 水準書（案） 別紙V-1	-	-	-	-	-	-	ワークショップ	運営管理業務における「市民サービス向上支援業務」について別紙資料におけるアンケート調査及び区民ワークショップの意見以外で、札幌市として市民サービスの要望等アンケート調査を行った資料等がありましたら開示いただきたい。	本施設の整備に関するアンケートは公表した資料以外にありません。
419	業務要求 水準書（案） 別紙X-1-1	2	第2	1	(1)	ア		使用料（貸付料）	新築建物の建物台帳価格ほどのように設定されるのか、ご教示ください。	新築建物における台帳価格は取得原価（取得価格から付随費用を除いた建築額）となります。 取得原価には建物本体工事、内装工事、基礎工事、建物と一体不可分の工作物の工事が含まれます。 付随費用とは、実施設計、監理、調査・測量のうち実施設計に含まないものを指します。
420	業務要求 水準書（案） 別紙X-1-1	2	第2	1	(1)	イ		使用料（貸付料）	償却費を算定するための建築費又は再建築価格は、取得価格（略）、及び再調達価格（略）を指すとあり、償却費を算定するための算定式が一つに定まりません今回においては、どのような算定式となるのでしょうか。	償却費は、当該建物の本体、建物附属設備、及び関連する資本的支出の各台帳毎の取得価格に定額法による償却率を乗じて求めた額の計となります。
421	業務要求 水準書（案） 別紙X-1-1	2	第2	1	(1)	イ		使用料（貸付料）	駐車場の有料化は貴市の財政負担の軽減、利用者の利便性確保等の効果が望めると考えます。しかしながら、別紙X-1-1に基づいて使用料を試算した場合、非常に高額な金額となるため、事業者として採算を確保できず有料化を断念せざるをえません。 つきましては、上記効果を得られる有料化を実現するために使用料（貸付料）の減免をご検討いただけないでしょうか。	駐車場の有料化提案を行った場合の貸付料の減免は行いません。

実施方針等に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
422	業務要求水準書（案）別紙X-1-1	11						建物耐用年数表	建物の主体構造が部位ごとに異なる場合（例えば地上と地下）、貸付部分が主に含まれる主体構造の耐用年数を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	建物の主体構造は1棟の建物で1つとみるため、1棟の建物の主体構造を部位ごとに分けてはいません。このため、建物1棟の貸付部分の算定についても部位ごとに異なることはありません。
423	業務要求水準書（案）別紙X-1-1 使用料・貸付料算定要領							土地の使用料	駐車場の平日日中の不正利用を防ぐために利用料を高く設定した場合でも、土地の使用料の算定率は営利用が採用されるのでしょうか。	利用料を徴収する場合は、利用料の高低に関わらず、使用料・貸付料の算定率は営利用と考えます。ただし使用料・貸付料算定要領は3年毎に改定されます。
424	業務要求水準書（案）別紙X-4 入電件数							入電件数の対象施設	本資料は既存区役所庁舎の入電件数と思料しますが、必要オペレーター数算出の参考とするため、既存の中央区民センターおよび中央保健センターの入電件数も開示いただけませんか。	業務要求水準書（案）別紙X-4 入電件数は、中央区役所の代表電話（中央保健センターを含む。）への入電件数になっています。中央区民センターの入電件数は、札幌市でデータを保有していないため、公表できません。
425	その他							予算開示について	入札説明書等の公表時には、上限予算は対象業務別に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	対象業務別に開示する予定はありません。
426	その他							区民センター内の維持管理業務の区分について	区民センター内の維持管理業務における指定管理者との業務区分についてご教授願います。	事業者が実施すべき維持管理業務は、業務要求水準書（案）に記載の通りです。
427	その他 札幌市建築委託契約約款							設計仕様書等の変更	設計約款 22 条（設計仕様書等の変更）で、「指示の変更」は、要求水準書の変更と理解して宜しいでしょうか。	本事業とは直接的な関係のない質問であるため回答差し控えます。